



福島復興加速への取組



目次

1. 福島復興の現状

(1) 福島県の人口	3
(2) 福島県における人的被害と避難状況	4
(3) 空間線率平均の推移	5
(4) 避難指示解除の状況等	6
(5) 住民意向調査（帰還に関する意向）	7
(6) 帰還困難区域における特定復興再生拠点 区域の避難指示解除	8
(7) 特定復興再生拠点区域外に係る対応	11
(8) 帰還困難区域における特定帰還居住区域 の整備	14

2. 復興支援政策（法律・税制・予算等）

(1) 「第2期復興・創生期間」以降における東日本 大震災からの復興の基本方針（概要）	17
(2) 福島復興再生特別措置法の概要	18
(3) 福島復興再生基本方針の概要	19
(4) 復興特区制度	20
(5) 令和6年度復興庁予算概算要求のポイント	21
(6) 令和6年度税制改正要望の概要	22
(7) 福島再生加速化交付金	23
(8) 福島生活環境整備・帰還再生加速事業	29
(9) 被災者支援総合交付金	30
(10) 福島イノベーション・コースト構想	31
(11) 福島国際研究教育機構（F-REI）の概要	32
(12) 風評払拭・リスクコミュニケーションの強化	38
(13) ALPS処理水の海洋放出に伴う取組	42

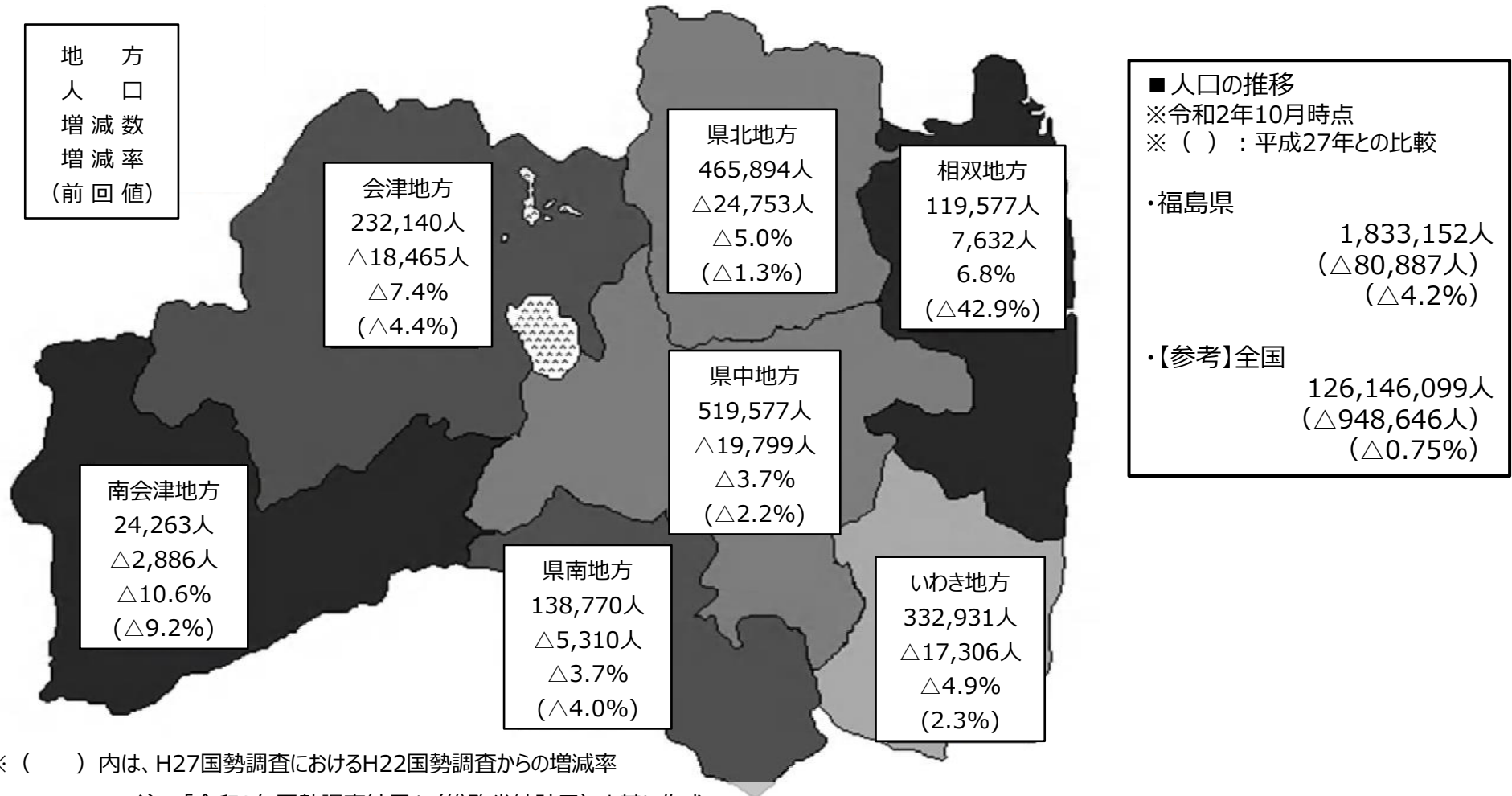
3. 個別分野の状況

(1) 住宅の確保	45
(2) 広域インフラの復旧・整備	46
(3) 医療の復興	47
(4) 介護の復興	48
(5) 教育の復興	49
(6) 雇用の状況	50
(7) 被災地における雇用支援	51
(8) 産業の復興	52
(9) 農林水産業の再開	55
(10) 観光客の推移	57
(11) 除染等の進捗状況	58
(12) 中間貯蔵施設の整備等	59

1. 福島復興の現状

1. (1) 福島県の人口

- 国勢調査に基づく令和2年10月1日現在の福島県の人口は1,833,152人で、前回調査（平成27年：1,914,039人）と比較すると△80,887人（△4.2%）。
- 方部別人口は、避難指示区域等が多くを占める相双地方で前回調査から7,632人（6.8%）増加している。一方で、震災前の前々回の調査（平成22年：195,950人）から76,373人（△39.0%）の大幅な減少。

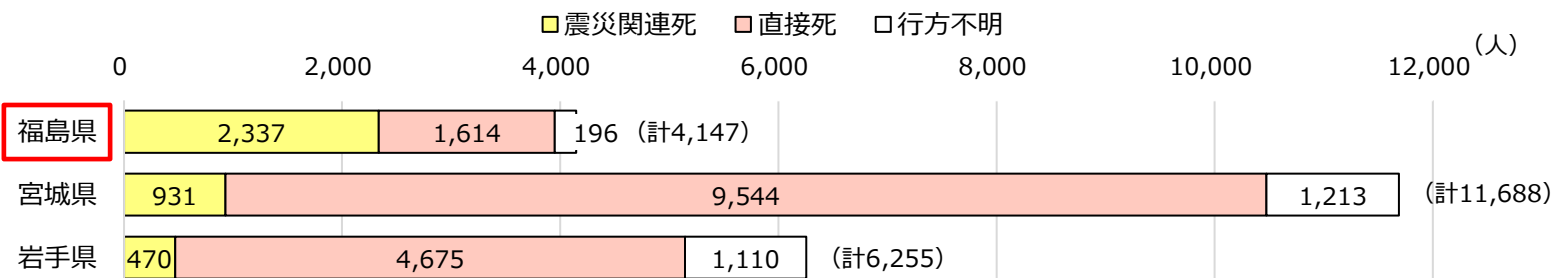


注：「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）を基に作成

1. (2) 福島県における人的被害と避難状況

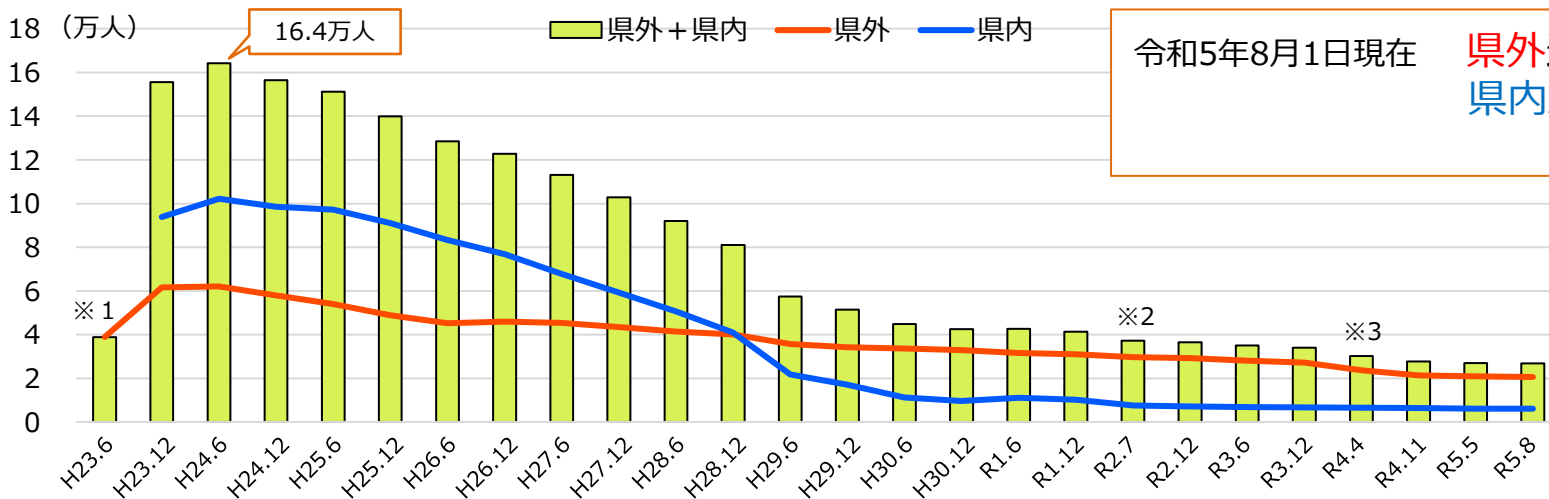
- **福島県内において**、直接死者数が1,614人に対して、震災関連死者数は2,337人。岩手、宮城両県と比べて**震災関連死者数(※)**が**直接死者数を上回っている**ことが特徴。
※震災関連死とは、地震などの直接的な被害によるものではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など間接的な原因で死亡すること。
- **福島県全体の避難者数は**、令和5年8月現在 **約2.7万人**。

1. 福島県の人的被害



震災関連死者数
→令和5年3月31日現在
(復興庁発表資料より)
直接死および行方不明者数
→令和5年2月末現在
(警察庁発表資料より)

2. 福島県全体の避難者数の推移

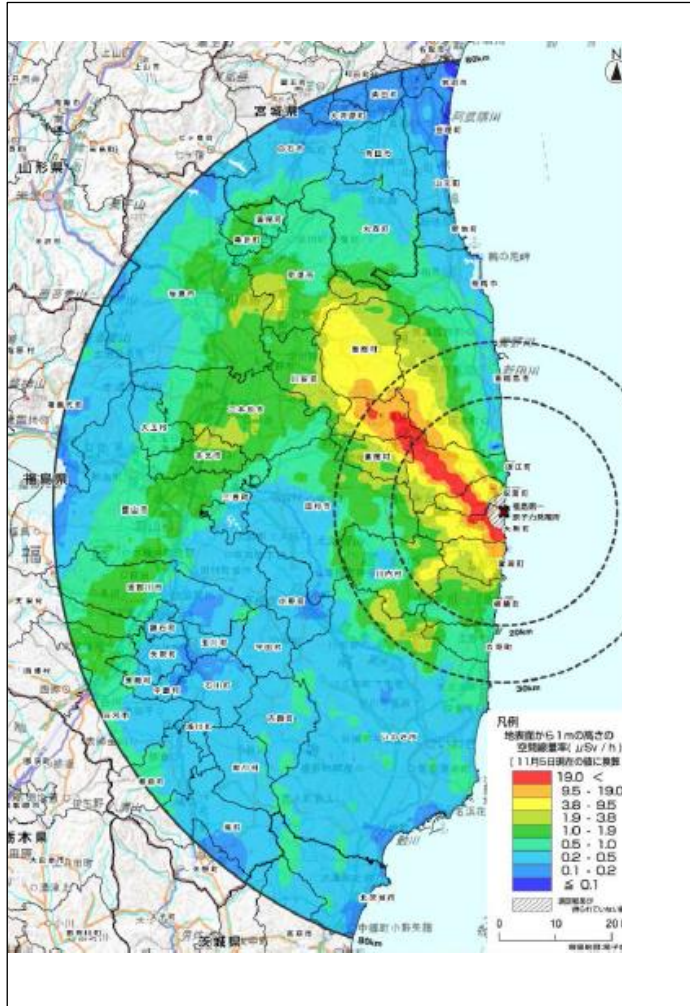


令和5年8月1日現在
県外避難者…**20,704人**
県内避難者…**6,099人**
(福島県発表資料より)

※1 県内データなし
※2 新型コロナウイルスの影響により、R2.6データなし
※3 資料公表頻度の変更に
より、R4.4以降は公表月に
変動あり

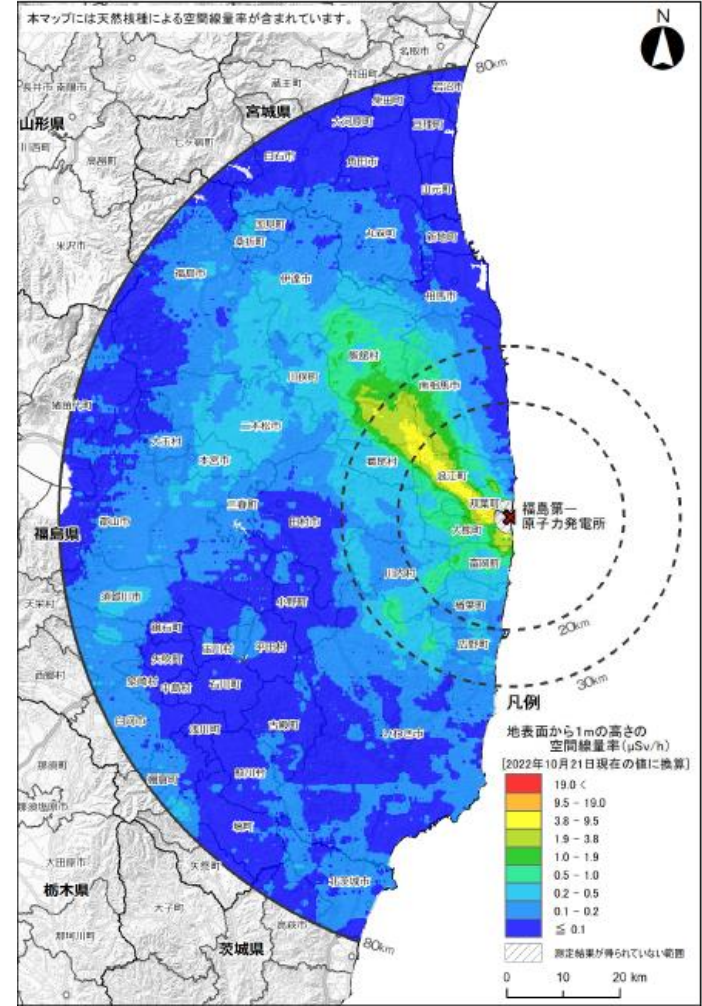
1. (3) 空間線量率平均の推移

- 測定した領域の空間線量率は、引き続き、全体として減少傾向にある。



〔 2011年11月5日時点の線量分布 〕

11年後



〔 2022年10月21日時点の線量分布 〕

(出典) 原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」等に基づき復興庁作成

1. (4) 避難指示解除の状況等

- 平成25年8月、避難指示区域の見直しが完了。
- 令和2年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除。
- 福島復興再生特別措置法の改正（平成29年5月）により、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能に。
- 令和5年11月30日をもって、帰還困難区域内に定められた特定復興再生拠点区域全ての避難指示が解除。

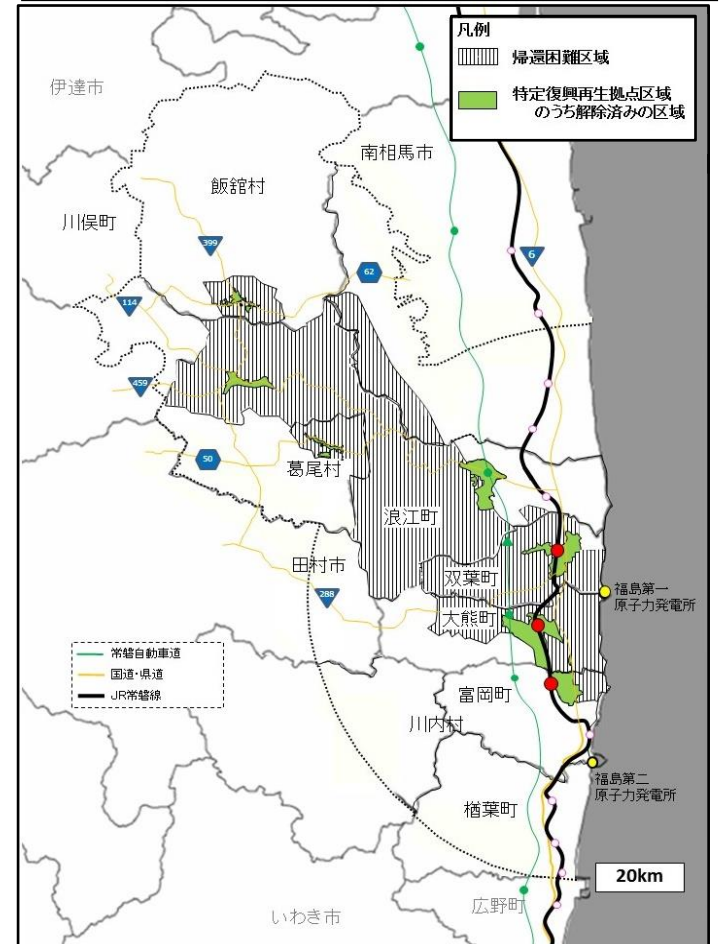
I 避難指示解除の状況

- (1) 平成26年4月1日 田村市
- (2) 平成26年10月1日 川内村（一部地域）
- (3) 平成27年9月5日 楢葉町
- (4) 平成28年6月12日 葛尾村※1
- (5) 平成28年6月14日 川内村
- (6) 平成28年7月12日 南相馬市※1
- (7) 平成29年3月31日 飯舘村※1、川俣町、浪江町※1
- (8) 平成29年4月1日 富岡町※1
- (9) 平成31年4月10日 大熊町※1
- (10) 令和2年3月4日 双葉町※1、※2
- (11) 令和2年3月5日 大熊町※2
- (12) 令和2年3月10日 富岡町※2
- (13) 令和4年6月12日 葛尾村※3
- (14) 令和4年6月30日 大熊町※3
- (15) 令和4年8月30日 双葉町※3
- (16) 令和5年3月31日 浪江町※3
- (17) 令和5年4月1日 富岡町※2
- (18) 令和5年5月1日 飯舘村※3
- (19) 令和5年11月30日 富岡町※3

〔凡例〕

- ※1：帰還困難区域を除く避難指示区域の解除
- ※2：特定復興再生拠点区域の一部解除
- ※3：特定復興再生拠点区域の全域解除

避難指示区域の概念図（2023年11月30日時点）



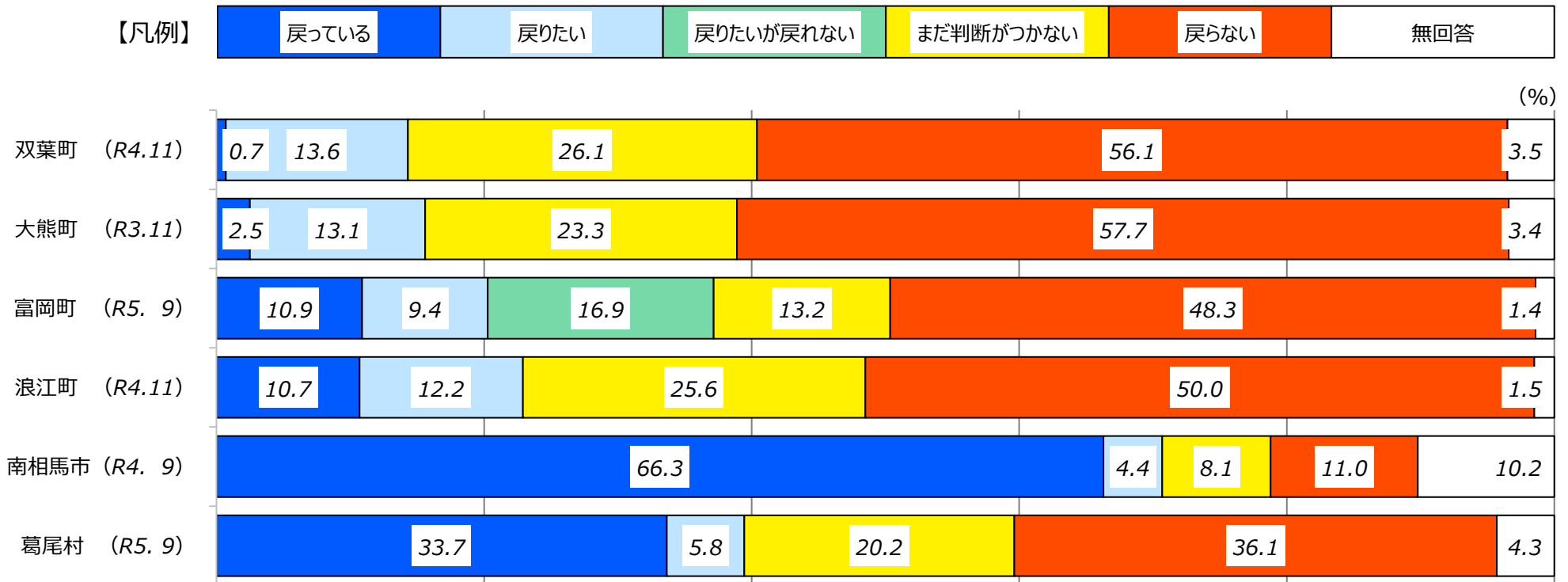
II 避難者の状況（令和5年4月1日時点）

避難指示区域からの避難対象者：約 7.8 千人

※ 市町村から聞き取った情報（令和5年4月1日時点の住民登録数）を基に原子力被災者生活支援チームが集計

1. (5) 住民意向調査（帰還に関する意向）

- 避難されている住民の今後の生活再建に向けた意向等を把握するため、平成24年度から継続して実施。
- 福島県内の12市町村のうち、本調査の実施を希望する市町村に対して、国・福島県・市町村が共同で実施。
(令和5年度は双葉町・富岡町・浪江町・大熊町・葛尾村で実施)
- 避難期間中の生活環境の改善、避難指示解除を見据えた帰還に向けた諸施策の実施、長期避難者等に対する支援等の具体化を進めるための基礎資料として活用。



※ 市町村名の（ ）内は調査実施時期

※ 凡例は市町村ごとに便宜的に一部加工あり

※ 「原子力被災自治体における住民意向調査」を基に作成

【公表日】 令和3年度分：令和4年2月18日、令和4年度分：令和5年2月21日、令和5年度分：令和5年12月1日 速報版（富岡町、葛尾村）

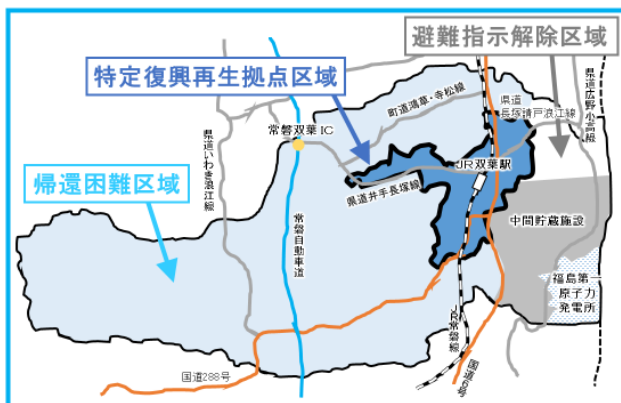
1. (6) 帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の避難指示解除①

- 6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯舘、葛尾）の計画を内閣総理大臣が認定済み。
- 2022年6月に葛尾村、大熊町で、8月に双葉町で避難指示解除。
- 2023年3月に浪江町で、5月に飯舘村で、11月に富岡町（※）で避難指示解除。

（※）富岡町では、2023年4月に面拠点、11月に点・線拠点において、それぞれ避難指示解除

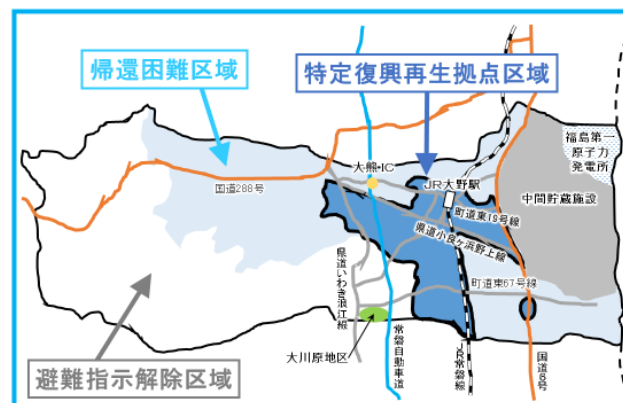
認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（2017年9月15日認定）



- ・ 区域面積：約555ha ・ 居住人口目標：約2,000人
- ・ 避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2022年8月30日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

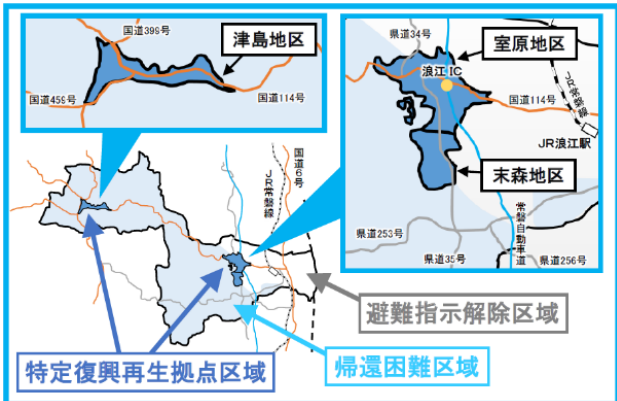
大熊町（2017年11月10日認定）



- ・ 区域面積：約860ha ・ 居住人口目標：約2,600人
- ・ 避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2022年6月30日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

1. (6) 帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の避難指示解除②

浪江町（2017年12月22日認定）



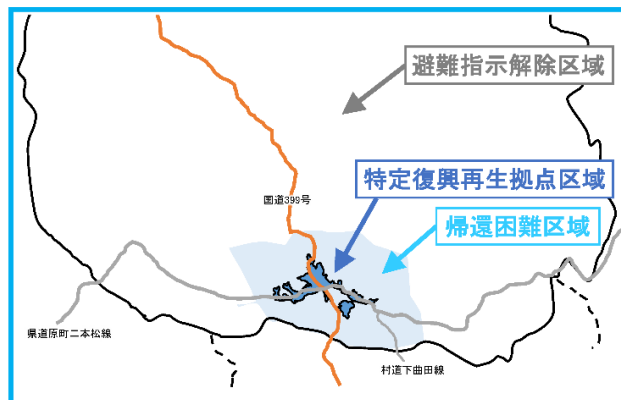
- ・区域面積：約661ha ・居住人口目標：約1,500人
- ・避難指示解除の目標：2023年3月
(2023年3月31日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

富岡町（2018年3月9日認定）



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人
- ・避難指示解除の目標：
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2023年4月1日、特定復興再生拠点区域の一部（夜の森・大菅地区を中心とする面拠点区域）の避難指示を解除。同年11月30日、小良ヶ浜・深谷地区の点・線拠点の避難指示を解除したことで、拠点区域の全域を解除)

飯舘村（2018年4月20日認定）



- ・区域面積：約186ha ・居住人口目標：約180人
- ・避難指示解除の目標：2023年春
(2023年5月1日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

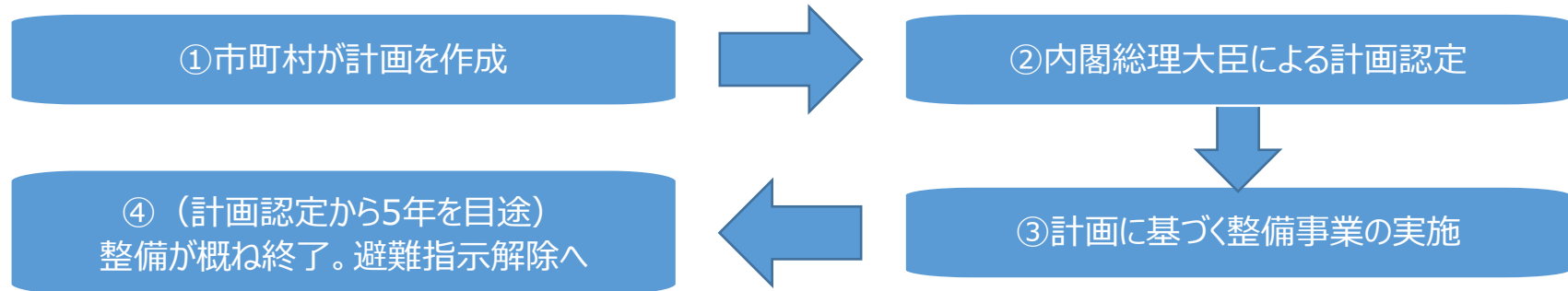
葛尾村（2018年5月11日認定）



- ・区域面積：約95ha ・居住人口目標：約80人
- ・避難指示解除の目標：2022年春
(2022年6月12日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

1. (6) (参考) 特定復興再生拠点区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正（2017.5）により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「**特定復興再生拠点区域**」を定めることが可能となった。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。



■ 計画の認定基準

項目	内容
区域の条件に該当	<ul style="list-style-type: none"> ・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減 ・住民の居住や経済活動に適した地形、帰還困難区域の外へのアクセス確保、効率的整備が可能な規模
復興再生への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標（例：帰還者数）が住民の帰還意向等を踏まえて適確 ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる
円滑かつ確実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

■ 計画認定の効果

- ◆ 認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）
- ◆ 帰還困難区域では適用できなかった、道路事業等の国による事業代行や「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能

1. (7) 特定復興再生拠点区域外に係る対応①

- 2020年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示を解除。
- 帰還困難区域についても、2020年3月のJR常磐線運行再開にあわせ、双葉町、大熊町、富岡町の特定復興再生拠点区域の一部を解除し、2022年6月には葛尾村、大熊町、8月には双葉町の同区域全域を解除。
- 2023年3月には浪江町、5月には飯館村、11月には富岡町（※）の同区域全域を解除。
(※) 富岡町では、2023年4月に面拠点、11月に点・線拠点において、それぞれ避難指示解除
- 帰還困難区域を抱える自治体は、拠点区域外への帰還・居住に向けて、避難指示解除の方針を早期に提示してほしいと強く要望。



(1) 帰還・居住したいとの要望への対応

- 地元自治体は、全域の除染・家屋解体を実施した上での解除を要望。
- 拠点区域外の住民も、震災から10年が経過し、拠点区域外の方針提示を強く期待。
- 与党第10次提言（R3.7.20総理手交）において、拠点区域外にある自宅に帰りたいという住民の思いに応える新たな方向性を提示。
- 与党提言も踏まえ、拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する方針を政府として決定。(R3.8.31)

(2) 土地活用したいとの要望への対応

- 拠点区域外を土地活用し、避難指示を解除してほしいとの要望もあり。
- 地元自治体の強い意向がある場合に限り、住民の安全の確保を前提として、住民が日常的な生活を営むことが想定されない土地活用に向けた拠点区域外の避難指示解除を可能にする、新たな仕組み（「土地活用スキーム」）を、原子力災害対策本部で決定。
(R2.12.25)

1. (7) 特定復興再生拠点区域外に係る対応②

「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」

(2021年8月31日 復興推進会議・原子力災害対策本部合同会合決定) (概要)

(1) 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針

2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。

- 【帰還意向確認】 すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。
- 【除染開始時期】 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。
- 【除染範囲】 帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期すため、十分に地元自治体と協議・検討。
- 【予算・財源】 除染・解体は国の負担。復興特会及びエネルギー特会により確保。
- 【その他】 居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。
立入制限の緩和についても必要な対応を実施。
- 【残された課題】 帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

(2) 帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、避難指示解除区域や拠点区域への帰還及び移住・定住を促進。

1. (7) 特定復興再生拠点区域外に係る対応③

<福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（2023年6月9日 公布・施行）>

改正法の概要

「特定帰還居住区域」の創設

- 市町村長が、**拠点区域外において**、避難指示解除による**住民の帰還**及び当該住民の帰還後の**生活の再建**を目指す「**特定帰還居住区域**」を設定できる**制度を創設**

（区域のイメージ）

帰還住民の**日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲**で設定（要件は以下のとおり）

- ①放射線量が一定基準以下に低減できること
 - ②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
 - ③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
 - ④拠点区域と一体的に復興再生できること
- 市町村長**が特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「**特定帰還居住区域復興再生計画**」を作成し、**内閣総理大臣**が認定
 - 認定を受けた計画に基づき、以下の**国による特例措置**等を適用
 - (1) **除染等**の実施（**国費負担**）
 - (2) 道路等の**インフラ整備**の代行

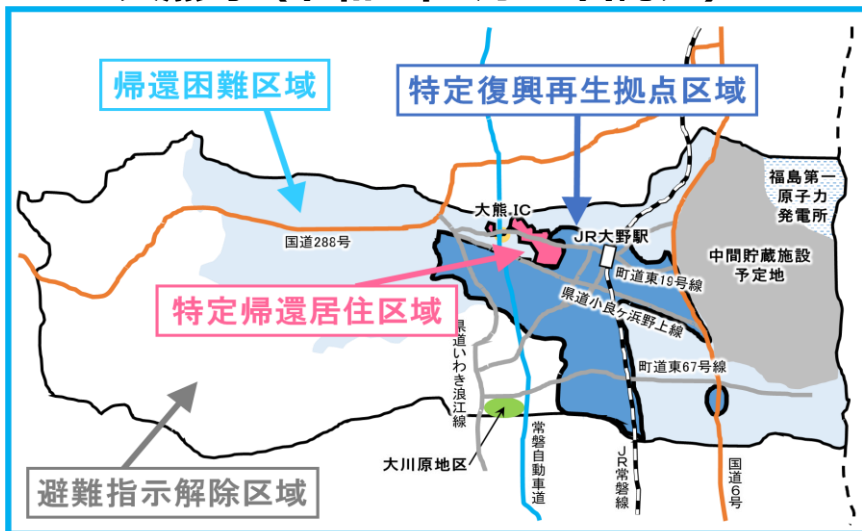
避難指示解除の取組を着実に進めていき、拠点区域外の帰還困難区域において、**帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押し**

1. (8) 帰還困難区域における特定帰還居住区域の整備

- 令和5年9月に、大熊町・双葉町の一部区域に係る計画を認定。当該計画に基づき、令和5年度内に先行的な除染に着手。
- 帰還意向調査を実施した他の自治体も含めて、令和6年度内に本格的な除染が開始できるよう、計画の早期作成・改定に向けて、地元自治体と調整を実施。

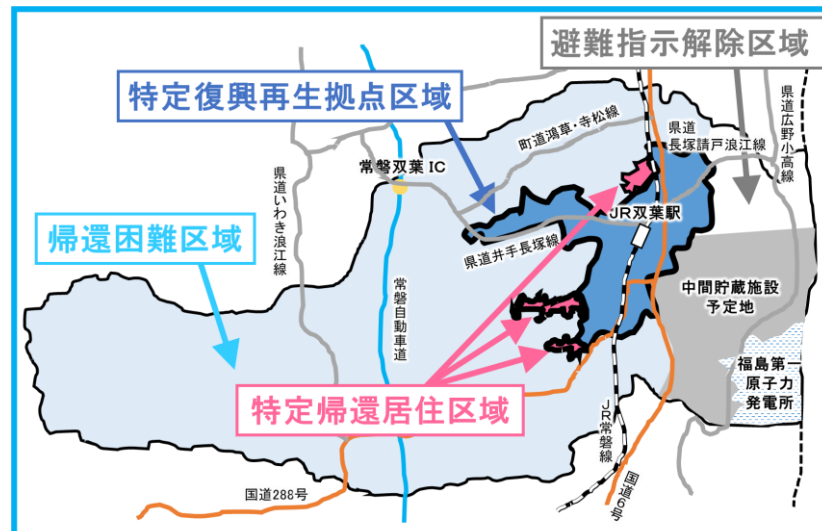
認定済みの特定帰還居住区域復興再生計画概要

大熊町（令和5年9月29日認定）



- ・ 計画期間：令和5年9月29日～令和11年12月31日
しものがみ
- ・ 対象区域：下野上1行政区

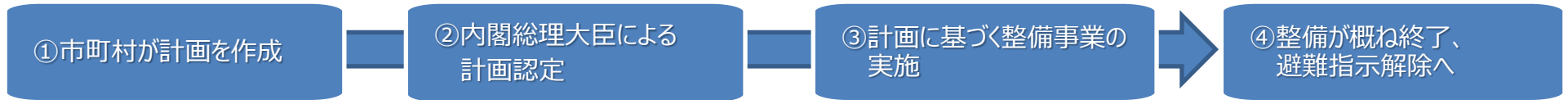
双葉町（令和5年9月29日認定）



- ・ 計画期間：令和5年9月29日～令和11年12月31日
しものなつか さんあざ
- ・ 対象区域：下長塚行政区、三字行政区

1. (8) (参考) 特定帰還居住区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正（2017年5月）により、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（拠点区域）を設定できる制度を創設。
- 一方、拠点区域外においては、帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況。
- 地元住民からの拠点区域外にある自宅への帰還の強い要望を受け、2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に必要な箇所の除染を進めるという政府方針を決定（2021年8月）。
- 上記政府方針を実施するため、福島復興再生特別措置法の改正（2023年6月）により、帰還困難区域内の拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設。
- 市町村長は、特定帰還居住区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。



■ 計画の認定基準（区域の条件）

- ◆ 除染により放射線量を避難指示の解除に支障がない基準以下に低減できること
- ◆ 従前の住民の居住状況等からみて、一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、従前の住居で生活の再建を図ることができること
- ◆ 既存の公共施設等の立地等を踏まえ、計画的かつ効率的に公共施設等の整備ができること
- ◆ 特定復興再生拠点区域と一体的な復興再生ができること

■ 計画認定の効果

- ◆ 認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）
- ◆ 道路等のインフラ整備事業の国による事業代行 等

2. 復興支援政策（法律・税制・予算等）

2. (1) 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（概要）

発災から10年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」以降における、各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を規定

基本姿勢及び各分野の取組

1. 地震・津波被災地域

復興の「総仕上げ」の段階

⇒ 第2期に復興事業がその役割を全うすることを目指す

○ ハード事業

・概ね完了済、未完了の一部事業は既予算の範囲内で継続

○ 被災者支援(心のケア、コミュニティ形成、見守り・相談等)(※)

・社会情勢の変化の中、事業の進捗に応じた支援を継続

○ 子どもの支援(教員加配、スクールカウンセラー等配置、就学支援)(※)

・支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続

(※) 第2期期間内に終了しないものは、支援のあり方を検討、適切に対応

○ 住まいとまちの復興

・家賃低廉化・特別家賃低減事業の支援を一定期間継続
・造成宅地・移転元地等の活用について、きめ細かく対応し、後押し

○ 産業・生業

・中小企業等グループの再生と企業立地を支援(対象の限定・重点化)
・水産加工業の販路開拓、加工原料の転換等を支援

○ 地方創生との連携強化

・復興と地方創生施策の連携の充実・強化

3. 教訓・記憶の後世への継承

・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備
・効果的な復興の手法・取組の整理、関係機関への普及・啓発

事業規模と財源

・平成23年度から令和7年度までの15年間：32.9兆円程度
※ 原災地域は、新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応、必要に応じ見直し

2. 原子力災害被災地域

引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要

⇒ 当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組

○ 事故収束

・復興の前提である廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に実施
・ALPS処理水について、責任を持って適切なタイミングで結論

○ 環境再生に向けた取組

・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備等
・最終処分に向けた減容・再生利用等・特定廃棄物等の処理

○ 帰還・移住等の促進、生活再建等

・帰還環境の整備、移住・定住の促進・被災者支援の継続
・特定復興再生拠点区域について、進捗を管理しつつ整備
・同拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の検討を加速化

○ 福島イノベーション・コースト構想の推進

・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進

○ 国際教育研究拠点の整備

・「創造的復興の中核拠点」となる拠点新設に向けた取組を推進

○ 事業者・農林漁業者の再建

・事業再開支援、営農再開の加速化、森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信
・食品等に関する規制等の検証・輸入規制の撤廃・緩和推進

組織

・復興庁を10年延長、岩手・宮城復興局を釜石・石巻に移転
・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有

2. (2) 福島復興再生特別措置法の概要

(公布：2012年3月31日、改正：2013年5月10日、2015年5月7日、2017年5月19日、2020年6月12日、2022年6月17日、2023年6月9日)

目的

- ・原子力災害からの福島の復興及び再生の推進
- ・東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生

基本理念

- ・地域社会の絆の維持及び再生
- ・住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ること
- ・地方公共団体の自主性及び自立性の尊重
- ・地域のコミュニティの維持への配慮
- ・正確な情報提供

福島復興再生基本方針（閣議決定）

福島復興再生計画（知事が作成、内閣総理大臣が認定）

（原子力災害からの福島の復興及び再生）

原子力災害からの福島の復興及び再生の基本的方針

（避難指示・解除区域の復興及び再生）

避難解除等区域の復興・再生

特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興・再生

（福島全域の復興及び再生）

放射線による健康上の不安の解消、安心して暮らすことのできる生活環境の実現

原子力災害からの産業の復興・再生

福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出

特定復興再生拠点区域復興再生計画

特定帰還居住区域復興再生計画

農用地利用集積等促進計画

帰還・移住等環境整備事業計画

生活拠点形成事業計画

企業立地促進計画

新産業創出等推進事業促進計画

特定事業活動振興計画

福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

- ・生活の安定を図るための措置
- ・住民の円滑な帰還及び移住等の促進を図るための措置
- ・住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置等
- ・保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置
- ・再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置
- ・東日本大震災からの復興のための財政上の措置の活用 など

原子力災害からの福島復興再生協議会

- ・復興大臣、福島県知事その他の関係者からなる協議会を組織

福島国際研究教育機構（F-REI）

- ・新産業創出等研究開発やそれに係る人材育成等を総合的に行う

2. (3) 福島復興再生基本方針の概要

〔令和5年7月28日閣議決定〕

<福島復興再生基本方針の改定>

- 福島復興再生基本方針は、福島復興再生特別措置法第5条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年7月閣議決定、令和5年7月28日に4度目の改定）
- 令和5年6月に施行された改正福島特措法において、特定避難指示区市町村の長は、「福島復興再生基本方針及び認定福島復興再生計画に即して、特定帰還居住区域復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる」（改正後の法第17条の9第1項）とされたこと等を踏まえ、改正法の内容等を盛り込むため、基本方針を改定するもの。
- 原子力災害からの福島の復興・再生は、「第2期復興・創生期間」においても引き続き国が前面に立って取り組む。

<改定後の各取組の概要> ※赤字は主な改定箇所

● 避難解除等区域の復興・再生	・ ALPS処理水に係る取組、産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、新たな住民の移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、農用地利用集積等の促進、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、福島相双復興推進機構への国職員派遣、帰還・移住等環境整備推進法人制度
● 特定復興再生拠点区域の復興・再生	・ 帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置等）、 特定帰還居住区域の整備、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域 外の帰還困難区域に係る取組
● 安心して暮らすことのできる生活環境の実現	・ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等、いじめの防止のための対策、医療・福祉サービスの確保（情報通信機器の活用等による必要な医療の確保等）、被災者の心のケア
● 原子力災害からの産業の復興・再生	・ 農林水産業や中小企業の復興・再生、風評被害への対策（課税の特例、国内外における風評の払拭、商品の販売等の不振の調査、ALPS処理水に係る理解醸成等）、規制の特例、職業指導・紹介等、観光振興等
● 新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	・ 福島イノベーション・コースト構想（課税の特例、福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員派遣）、規制の特例、研究開発の推進（高度な産業技術の有効性の実証を行う事業に対する援助等）、 新産業創出等研究開発基本計画の策定、福島国際研究教育機構の設立 、企業立地の促進、脱炭素社会の実現等に資する福島新エネ社会構想や福島再生・未来志向プロジェクト等に係る取組の推進等
● 関連する復興施策との連携	・ 東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用
● その他福島の復興・再生に関する基本的事項	・ 鳥獣被害対策、地域公共交通網の形成支援等、国、県及び市町村間の連携等

2. (4) 復興特区制度

○ 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づき、地方公共団体が作成し内閣総理大臣の認定を受けた復興推進計画のもと、企業の新規立地や投資をはじめとする復興のための取組を促進。

《**税制上の特例**》 事業者の税負担の軽減、免除
 ・事業用設備等の特別償却又は税額控除
 ・被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を税額控除
 ・開発研究用減価償却資産の特別償却及び税額控除
 ・新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入（再投資時の即時償却）

復興推進計画（税制特例）	業種	集積区域（※ ₁ ）
サンシャイン観光推進特区 （福島第7号計画）	観光関連産業	いわき市
津波被災地復興商業特区 （福島第71号計画）	商業施設の集積に関わる産業等	いわき市
ふくしま産業復興投資促進特区 （福島第131号計画）	①製造業 ②農林水産業	15市町村
ふくしま観光復興促進特区 （福島第132号計画）	観光関連産業	8市町村

※₁ 集積区域の詳細については、各復興推進計画に定められた区域。
 ※₂ 他に、ふくしま産業復興投資促進特区（2号）、ふくしま観光復興促進特区（55号）あり。（既指定事業者のためのものであり、新規指定不可。）

特例活用事業者総数		2,766件				
業種別	製造業 （食品製造業除く）	農業・林業・ 水産業	卸売業・ 小売業	食品製 造業	運輸業等	その他
	1,285件	232件	237件	159件	115件	738件
特例別	事業用設備等の特別償却又は税額控除 （特区法37条）	被災雇用者等に対する給与等支給額の税額控除 （特区法38条）	開発研究用減価償却資産の特別償却及び税額控除 （特区法39条）	新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入 （特区法40条）		
	1,660件	1,052件	53件	1件		

【税制の特例を講ずる事業者の指定件数の累計（R4.3.31時点）】

《**金融上の特例**》 事業者への低利融資（5年間 補給率0.7%以内）

特例活用事業者数 ※	111件
対象事業の融資見込額	2,192億円
対象事業の投資見込額	4,764億円
新規雇用予定者数	4,087人

※ 複数回活用している事業者については、1件として集計。

【金融上の特例の認定時点での見込額の累計（R5.10.31時点）】

《**規制・手続等の特例**》 地方公共団体や事業者の負担軽減

規制・手続等の認定を受けた特例と活用件数

- ① 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和（福島第1号計画）
↳ 緩和を受けた件数：4件
- ② 地域医療確保のための医師の配置基準等の緩和（福島第3号計画）
↳ 緩和を受けた件数：9件
- ③ 医療機関・介護施設等に係る基準等の特例（福島第3号計画）
↳ 特例を受けた件数：4件
- ④ 公営住宅等に関する譲渡処分要件の緩和（福島第17号計画）
↳ 特例により譲渡された公営住宅戸数：109戸
- ⑤ 応急仮設建築物の存続期間の延長の特例（福島第5号計画、福島第18号計画）
↳ 特例を受けた件数：212件

※₁ ①、④：計画期間満了。

※₂ ⑤：建築基準法の改正（R4.5.31）により、同法において延長手続きが可能となった。

【規制・手続等の認定を受けた数値の累計（R4.3.31時点）】

2. (5) 令和6年度復興庁予算概算要求のポイント

令和6年度 概算要求額（復興庁所管）：4,313億円 + 事項要求 [前年度予算額：5,523億円 ▲1,210億円]

地震・津波被災地域において、被災者支援などきめ細かい取組を着実に進めるとともに、原子力災害被災地域では、帰還環境の整備、生活再建など本格的な復興・再生に向けた取組を行う。

これらに加えて、福島はじめ東北地方が創造的復興を成し遂げるための取組を進める。

I. 被災者支援：224億円 (249億円)

被災者の心のケア、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」、見守り・相談支援など、きめ細かな支援を実施。

- 被災者支援総合交付金 (98億円)
- 被災した児童生徒等への就学等支援 (20億円)
- 緊急スクールカウンセラー等活用事業 (15億円)
- 仮設住宅等 (5億円)
- 被災者生活再建支援金補助金 (12億円)
- 地域医療再生基金 (22億円) 等

II. 住宅再建・復興まちづくり：530億円 (476億円)

災害公営住宅の家賃低減のほか、災害復旧事業等の支援を継続。

- 家賃低廉化・特別家賃低減事業 (216億円)
- 社会資本整備総合交付金 (162億円)
- 森林整備事業 (40億円)
- 災害復旧事業 (84億円)
- ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業 (1億円) 等

V. 創造的復興：278億円 (236億円)

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、福島国際研究教育機構の取組や福島イノベーション・コースト構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施。

- 拡 福島国際研究教育機構関連事業 (185億円)
- 福島イノベーション・コースト構想関連事業 (60億円)
- 移住等の促進 (福島再生加速化交付金の内数)
- 福島県高付加価値産地展開支援事業 (27億円)
- 「新しい東北」普及展開等推進事業 (3億円)
- 拡 「大阪・関西万博」関連事業 (5億円)

- ※ 上記のほか、東日本大震災の教訓継承事業(1億円)、復興庁一般行政経費等(50億円)を計上。
- ※ 福島国際研究教育機構については、別途、共管省の一般会計予算にも運営費を計上(1億円)、全体で187億円。
- ※ 「大阪・関西万博」関連事業(5億円)には、IVに含まれる「地域の魅力発信基盤整備事業」の内数も含む。

III. 産業・生業（なりわい）の再生：350億円 (339億円)

原子力災害被災12市町村における事業再開支援、避難指示解除区域等における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施するほか、ALPS処理水の処分に伴う対策として、被災地の水産業等への支援を実施。

- 水産業復興販売加速化支援 (41億円) 拡 被災海域における種苗放流 (10億円)
- 拡 被災地次世代漁業人材確保支援 (21億円) 拡 漁業経営体質強化機器設備導入支援 (4億円)
- 福島県農林水産業復興創生事業 (40億円)
- 原子力災害被災事業者の自立等支援 (27億円)
- 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (130億円)
- 福島県における観光関連復興支援 (5億円) 拡 ブルートゥリズム推進支援 (4億円) 等

IV. 原子力災害からの復興・再生：2,879億円 + 事項要求 (4,170億円)

避難指示解除区域における生活環境の整備や、特定復興再生拠点の整備、特定帰還居住区域への帰還に向けた取組等を実施するとともに、中間貯蔵関連事業を着実に推進。また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を推進。

- 特定復興再生拠点整備事業 (370億円)
- 特定帰還居住区域整備事業 **事項要求**
- 福島再生加速化交付金 (607億円)
- 福島生活環境整備・帰還再生加速事業 (63億円)
- * 除去土壌等適正管理・原状回復等 (150億円)
- * 放射性物質汚染廃棄物処理 (376億円)
- * 中間貯蔵関連 (1,008億円)
- 風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策 (20億円) 等

東京電力への求償対象関連の
主な3事業(*)の合計
1,534億円(▲1,151億円) **21**

2. (6) 令和6年度税制改正要望の概要

- 令和6年度税制改正要望を令和5年8月31日付けで発表。
- 復興特区税制等の既存の特例措置の延長を要望。

1. 復興特区関係

(1) 特定復興産業集積区域において講じられている被災地の雇用機会の確保等のための特例措置の延長

要望の概要

令和5年度末まで講じられている①から③までの特例措置について、適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする（償却率等は実態等を見極めて検討）。

- ①機械等に係る特別償却等の特例措置の延長
- ②被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の延長
- ③開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の延長
- ④再投資等準備金に係る損金算入等の特例措置
(④:延長要望を行わない)

2. 被災代替資産関係

(1) 特定の資産（被災区域の土地等）の買替え等の場合の譲渡所得にかかる特例措置の延長

要望の概要

ア. 被災区域内での買替え又は被災区域内から被災区域外（※）への買換え、イ. 被災区域外から被災区域内への買換え等、資産の譲渡をして、事業の用に供する資産を取得等した場合、当該譲渡資産にかかる譲渡益の額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳（課税繰り延べ割合100%）ができる特例措置について、適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。

※東日本大震災からの復興に向けた取り組みを重点的に推進する必要がある区域に限る。

(2) 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長

要望の概要

東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産に代わる償却資産を一定の被災地域内において取得又は改良した場合、その後4年度分の固定資産税の課税標準を2分の1とする特例措置について、適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。

3. その他

(1) 被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

要望の概要

東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税について、警戒区域設定指示等の対象区域の被災者のみに対象を限定したうえで、引き続き非課税措置。

2. (7) 福島再生加速化交付金

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、避難住民の帰還のための生活拠点整備等に加え、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等に資する施策を一括して支援。

【令和5年度予算額：602億円】

◇対象区域：避難指示を受けた12市町村等（各事業に応じて対象地域を設定）

◇福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○被災12市町村への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化 <ul style="list-style-type: none"> ・生活拠点等の整備（福島復興再生拠点、災害公営住宅等の整備等） ・放射線への健康不安・健康管理対策等（個人線量の管理等） ・営農・商工業再開に向けた環境整備（農地・農業用施設、産業団地の整備等） ・新たな住民の移住等の促進に資する施策
長期避難者生活拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> ○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 <ul style="list-style-type: none"> ・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等（復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等） ・復興公営住宅での生活支援（コミュニティ交流員の配置等）
福島定住等緊急支援	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの運動機会確保（遊具の更新、地域の運動施設の整備等） ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策（プレイリーダーの養成等） ○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消 ○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援
既存ストック活用まちづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ○既存ストック（空き地・空き家等）を活用したまちづくり支援 <ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備 ・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施
浜通り地域等産業発展環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知 ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援
水産業共同利用施設復興促進整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援

2. (7) (参考1) 帰還・移住等環境整備 (移住・定住促進事業)

事業目的

原子力災害被災地域（12市町村）は、住民帰還も徐々に進展しているものの、人口減少に歯止めがかからず、若者、子育て世代等、産業・労働の担い手が不足している。
こうした状況を打開するためには、これまで進めてきた帰還促進策に加え、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大を図るなど、新たな活力を呼び込むための施策を実施することが必要不可欠。

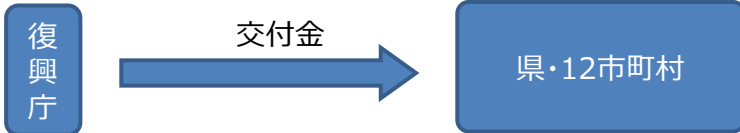
政策的な位置づけ

- **福島復興再生特別措置法**（R2.6.12 改正法公布）
（第33条）避難指示・解除区域市町村…の長…若しくは福島県知事は単独で、又は、避難指示・解除区域市町村…の長と福島県知事は共同して…、住民の帰還及び移住等の促進を図るための環境を整備する事業に関する計画を作成することができる。
- 「**福島復興再生基本方針**」（R3.3.26 閣議決定）
地方公共団体の意見を踏まえつつ、地域の魅力や創意工夫を最大限引き出しながら新たな活力を呼び込むため、当該交付金を活用した地方自治体の自主性に基づく事業への支援や移住・起業する者に対する個人支援をはじめ、交流人口拡大のための新たな施策を含め様々な施策を活用し、福島県、避難指示・解除区域市町村、民間事業者等における取組を支援する。

期待される効果

被災地域以外からの移住・定住の促進等を支援することにより、被災12市町村の居住人口の増加、賑わいの再生・創出、行財政基盤の強化等を促進することで、福島の復興・再生を加速化することが期待できる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

(1) 地方自治体の自主性に基づく事業への支援

福島県及び12市町村が創意工夫を活かして作成する計画に基づく下記のような移住促進事業について支援。

- **魅力ある働く場づくり**
社会課題の洗い出し・見える化によるコミュニティビジネスなどの創業支援や就業支援、リモートワークの推進、コワーキング・ネットワーク環境の整備 等
- **移住者の呼び込み、生活環境整備**
移住希望者のそれぞれのニーズに対応するための情報発信・相談体制の充実・強化やコミュニティ・移住者間のつながりの深化、住まいの確保を中心とした生活環境の支援 等

(想定される主な事業項目と実施例)

情報発信・呼び込み	・移住に特に関心の高い層への情報発信 ・移住希望者向けの相談窓口の体制整備
住まい	・移住者のための住まいの確保
仕事	・兼業者・副業者、二地域居住者の呼び込み ・地域の課題解決の担い手の呼び込み ・コワーキングスペース・交流拠点の整備 ・海外・外資系企業や農業法人等の誘致
体制	・まちづくり会社等への外部人材の確保

(2) 移住者等に対する個人支援

福島県外からの復興・再生を支える新たな活力として、12市町村への移住等に関心のある者を直接後押しするため、移住して就業・起業等する者に対する支援金を支給。

※ 上記の支援のほか、国・福島県・各市町村が一体となった体制を構築することにより、移住促進を強力に推進。

2. (7) (参考2) 移住・定住の促進①

- 帰還意向が限定的である中で、帰還促進に加えて、「**復興の担い手**」となる**移住人材の確保が必要**。
 - **全国の中で12市町村が移住先として選ばれるために、移住者等呼び込む戦略が必要**。
- ➡
- ① 12市町村自ら**移住施策の創意工夫**（令和4年度から家賃低廉化補助の追加等住まいの確保対策を拡充）
 - ② ふくしま12市町村移住支援センターを通じた**広域的な取組への対応**
 - ③ 移住関心層への直接の後押しとして、**移住支援金・起業支援金**を給付（令和5年度から子育て世帯に対する支援等を追加）

12市町村による取組事例

○ 住まいの確保への支援

移住者が居住を目的として空き家を取得する場合の改修に係る経費を補助

○ 住まいの確保への支援

移住者が空き家を賃借する場合の家賃の一部を補助

○ 移住関心層への情報発信

地域の魅力を伝えるために移住関連雑誌への掲載、WEB広告、テレビ番組により情報を発信

○ 相談窓口の設置

東京で移住相談ができるようにするために東京に相談窓口を設置

○ 相談体制の整備

移住希望者が地域住民やすでに移住している者に直接対話し相談できる体制を整備

○ 移住体験ツアーの実施

移住後の生活をイメージできるようにするために移住体験ツアーを実施

ふくしま12市町村移住支援センターによる情報発信キャンペーン「#未来ワークふくしま」

- 12市町村の移住に関する情報をワンストップで提供するwebサイトとSNSを運用
- Webサイト上にふくしま12市町村を勤務地とする移住者向けの求人情報を公開
- タレントを活用した動画プロモーションや12市町村を体験する移住ツアー開催など様々な形で福島での働き方、暮らし方に関する情報を発信
- 移住者が住まいを確保しやすくするために、空き家物件や家賃相場等の住まいに関する情報を発信

個人支援金による支援

12市町村に移住して就業・起業する者に対して、**移住支援金・起業支援金**を給付

2. (7) (参考2) 移住・定住の促進②

未来 ワーク ふくしま

未来
ワーク
ふくしま

【Webサイト】

12市町村の仕事（移住者向けの求人情報）、暮らし（物件情報・住宅改修費補助など）、各種支援制度の情報に加えて、住宅の整備状況等をまとめた「住宅レポート」を配信。テーマ別では起業・開業の情報を充実。情報は今後も続々追加予定。

(WebサイトURL : <https://mirai-work.life/>)

求人案件



住まいの案内



起業・開業の支援



【SNS・メルマガ】

「福島ファン」に向けて情報を発信。中長期的な関係の中で移住に関心を持っていただくことを目指すSNS。メルマガではイベント情報をタイムリーに発信。

SNS		
X (旧twitter)	instagram	facebook
		
@miraiwork_life	@miraiwork_life	mirai.work.fukushima

メルマガ

毎月1日と16日に発信



2. (7) (参考3) 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援事業）

事業概要・目的

- 福島県の本格的な復興・創生に向けては、今もなお続く風評払拭することが重要であり、特に、「ALPS処理水の処分に関する基本方針」が決定された中で、処理水にかかる風評を抑止する必要がある。
- そのためには、国内外に向けて国による科学的根拠に基づく正しい情報の発信に加え、市町村等自らが継続的に地域の取組・魅力等を発信し続けていくことが効果的である。
- 風評の影響は地域によって様々であり、また地域の復興の進捗状況や情報発信体制にも差があるところ。それらを踏まえ、市町村等が自らの創意工夫によって必要な取組を企画・実施することが重要。
- このため、市町村等が自らの創意工夫によって地域の復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等について理解を深めるための情報発信やイベントの実施等を継続的に取り組む環境整備について支援し、継続的に発信できる基盤を整えとともに風評の払拭を図る。

期待される効果

- 地域の魅力等の情報発信を持続的に実施できる体制づくり及び福島県産品等への風評払拭を促進することにより、福島復興・再生を加速することが期待される。

資金の流れ

復興庁

各市町村
県

事業イメージ・具体例

- (1) 対象自治体
福島県内の全市町村（59市町村）及び福島県
- (2) 事業メニュー
 - ① 地域の魅力向上・発信事業
 - 【情報発信事業】
 - ・ 風評動向調査、体験等企画実施、情報発信コンテンツ作成、ポータルサイト構築
 - 【人材活用事業】
 - ・ 企画立案のための外部人材の活用、地域の語り部の育成
 - ② 関連施設の改修
地域の魅力向上・発信事業と一体的に行うための関連施設の改修
- (3) 交付率 1/2※

※ただし、交付限度額と比較していずれか低い額
(別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置あり)

2. (7) (参考4) 福島再生加速化交付金 (実施例)

帰還・移住等環境整備

生活拠点整備

- (大熊町、双葉町ほか)
・復興拠点や住宅環境、防災拠点施設の整備など。



生活環境の向上対策

- (浪江町、飯館村ほか)
・水道施設の整備など。



健康管理・健康不安対策

- (浪江町、飯館村ほか)
・相談員の育成・配置、個人線量計の配布、自家消費野菜の放射線測定事業など。



社会福祉施設整備

- (大熊町)
・幼保連携型認定こども園の新設。



農林水産業再開のための環境整備

- (飯館村、大熊町ほか)
・木質バイオマス施設や農業用水路施設の整備など。



商工業再開のための環境整備

- (大熊町、富岡町ほか)
・産業交流施設の整備など。



移住等の促進

- ・移住支援金及び起業支援金の給付、移住施策推進の体制整備、移住・定住の情報発信、移住者の住まいの確保に関する支援など。

長期避難者生活拠点形成

避難者の居住の安定確保

- ・復興公営住宅を整備。



福島定住等緊急支援

子どもの運動機会の確保

- (浪江町、田村市ほか)
・運動施設、公園の整備等、子どもが安心して運動できる環境を整備。



地域の魅力向上・発信

- (富岡町、葛尾村ほか)
・風評動向調査、地域の魅力を発信するコンテンツ（動画等）作成、ポータルサイト構築、体験等企画実施（モニターツアー、イベント等）など。

その他

既存ストック活用まちづくり支援

- ・空き地・空き家等を活用したまちづくり支援。

浜通り地域等産業発展環境整備

- ・福島イノベ構想の推進に係る交流人口・関係人口拡大に向けた取組や、新たな起業・創業を支援

水産業共同利用施設復興促進整備

- ・荷さばき施設、水産加工処理施設などを整備

2. (8) 福島生活環境整備・帰還再生加速事業

事業概要・目的

※対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
【令和5年度予算額：80億円】

- 避難指示に起因し機能低下した公共施設・公益的施設の機能回復。
- 避難解除区域への住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施。

<生活環境の整備（機能回復）：活用事例>

- 道路舗装等機能回復事業
避難指示により、長期間管理不能状態であった道路の舗装等の機能回復を実施。
- 地域交流センター復旧事業
住民サービスの提供等を行う支所機能や、住民の交流の場としての施設の復旧を実施。



<避難区域の荒廃抑制・一時帰宅支援：活用事例>

- 防犯・防災パトロール事業
犯罪防止や災害・火災等の早期発見を目的に区域内のパトロールを実施。
- 有害鳥獣捕獲事業
一時帰宅する町民の安全確保を図るため、イノシシ等の有害鳥獣の捕獲及び処分等を実施。



<地域コミュニティ機能の維持・確保：活用事例>

- 「ふたばワールド」
双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、各地に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、復興に向けた意識を醸成。
- ICTを活用した情報提供事業
避難している住民と自治体とのつながり維持のため、復興情報・防災情報等をICTを活用し配信。



<生活基盤施設・サービスの代替・補完：活用事例>

- 診療所非常勤医師派遣事業
市立診療所へ民間病院から非常勤医師を派遣し、医療体制を確保。
- 生活交通整備事業
役場や文化交流センターを含む生活関連施設への交通手段を確保するため、町内を循環する路線バスを運行。



2. (9) 被災者支援総合交付金

- 平成28年度に創設され、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援を実施。

【令和5年度予算額：102億円】 ※福島県以外も対象

「被災者支援総合事業」の各事業（所管：復興庁）

住宅・生活再建支援 恒久住宅確保や生活再建の見通しが立たない方への「**住宅・生活再建に向けた相談支援**」

（例）住まいの確保に関する電話・訪問による相談対応等（福島県）

コミュニティ形成支援 災害公営住宅等における「**コミュニティづくり**」の支援

（例）専門職を派遣し、住民主体で運動や交流を行う通いの場づくりを展開
将来的に専門職なしでも通いの場が継続されるよう、住民リーダーを育成（葛尾村）



心の復興 被災者が**主体的**に行う「**孤立防止や生きがいづくり**」の支援

（例）各地域で物作り講師の育成を図り、地域住民自らで活動を持続できるよう促進
（NPO法人東北の造形作家を支援する会）



積み木ギフトの制作や、
アート共同制作を通じた生きがい作り
（富岡町、避難先の郡山市）

被災者生活支援 被災者への「**日常生活**」の支援

（例）・デマンド交通による医療施設や公共機関等への高齢者などの送迎（川内村）
・商業施設や医療機関等への移動支援としてコミュニティバスを運行（双葉町）

被災者支援コーディネート 被災者の課題やニーズの把握、整理、支援者とのマッチング

（例）福島県内各地域を訪問するコーディネータを配置（一般社団法人 ふくしま連携復興センター）

県外避難者支援 県外避難者の帰還や生活再建への支援

（例）全国各地で相談窓口を設置、避難先での相談・交流会を開催、避難者向けに情報誌を戸別送付（福島県）

2. (10) 福島イノベーション・コースト構想

- 2014年6月、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ（福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会）。
- 2017年5月、福島復興再生特別措置法を改正し、構想を法律に位置付け。
- 2019年12月、復興庁、経産省、福島県が産業発展の青写真をとりまとめ、これを受け、同法に基づく「重点推進計画」に反映。
- 福島ロボットテストフィールドが2020年3月末に全面開所。
- 世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造実証施設において、2020年3月に水素の製造を開始。
- 本構想をさらに発展させるため、「創造的復興の中核拠点」として、福島国際研究教育機構（F-REI）が2023年4月に開所。

重点6分野の取り組み

廃炉

国内外の英知を結集した技術開発

- 東京電力福島第一原発の廃炉を加速するための国際的な廃炉研究開発拠点整備（楡葉町、富岡町、大熊町）



楡葉遠隔技術開発センター

エネルギー

先端的な再生可能エネルギー・リサイクル技術の確立へ

- 再生可能エネルギーや水素エネルギーを地域で効率的に活用するスマートコミュニティを構築



（出典）東芝エネルギーシステムズ(株)
福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）（浪江町）

医療関連

技術開発支援を通じ企業の販路を開拓

- 医療関連産業の集積を図るとともに、企業等の新規参入を促進



ふくしま医療機器開発支援センター（郡山市）

ロボット・ドローン

福島ロボットテストフィールドを中核にロボット産業を集積

- 陸・海・空のフィールドロボットの使用環境を再現した福島ロボットテストフィールド（南相馬市、浪江町）



農林水産業

ICTやロボット技術等を活用した農林水産業の再生

- ICTを活用した農業モデルの確立「トラクターの無人走行実証」



航空宇宙

次世代航空モビリティの開発や関連企業の競争力強化

- 航空宇宙関連産業の技術交流や商談、参入する企業の支援等を実施



ロボット・航空宇宙フェスタふくしま

3つの柱を軸に自立的・持続的な産業発展へ

①「あらゆるチャレンジが可能な地域」

②「地域の企業が主役」

③「構想を支える人材育成」

2. (11) 福島国際研究教育機構 (F-REI) の概要

福島国際研究教育機構（以下「機構」）は、**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す。**

- 内閣総理大臣
- 文部科学大臣
- 厚生労働大臣
- 農林水産大臣
- 経済産業大臣
- 環境大臣

主務大臣として共管
7年間の中期目標・中期計画

※機構が長期・安定的に運営できるように必要な予算を確保

福島国際研究教育機構 (F-REI)

Fukushima Institute for Research, Education and Innovation
〔福島復興再生特別措置法に基づく特別の法人〕
理事長：山崎光悦（前金沢大学長）

理事長のリーダーシップの下で、**研究開発、産業化、人材育成等を一体的に推進**

- 研究者にとって魅力的な研究環境（国際的に卓越した人材確保の必要性を考慮した給与等の水準などを整備）
- 若手・女性研究者の積極的な登用

国内外の優秀な研究者等

将来的には数百名が参画

研究開発

- 福島での研究開発に優位性がある下記5分野で、被災地や世界の課題解決に資する国内外に誇れる研究開発を推進

産業化

- 産学連携体制の構築
- 実証フィールドの積極的な活用
- 戦略的な知的財産マネジメント

人材育成

- 大学院生等
- 地域の未来を担う若者世代
- 企業の専門人材等

に対する人材育成


司令塔

- 既存施設等に横串を刺す協議会
- 研究の加速や総合調整のため、一部既存施設・既存予算を機構へ統合・集約

機構が取り組むテーマ ※新産業創出等研究開発基本計画 (R4.8.26策定)

【①ロボット】

廃炉にも資する高度な遠隔操作ロボットやドローン等の開発、性能評価手法の研究等



過酷環境に対応するドローン・ロボット

【②農林水産業】


農林水産資源の超省力生産・活用による地域循環型経済モデルの実現に向けた実証研究等



農林水産業のスマート化（農機制御システム）

【③エネルギー】

福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地にするための技術実証等



カーボンニュートラルの実現（バイオ・ケミカルプロセスによる化学製品等の製造）

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】


放射線科学に関する基礎基盤研究やRIの先進的な医療利用・創薬技術開発、超大型X線CT装置による放射線産業利用等



放射線イメージング技術の研究開発

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

自然科学と社会科学の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献する研究開発・情報発信等



復興・再生まちづくりの実践と効果検証研究

<機構及び仮事務所の立地>
円滑な施設整備、周辺環境、広域波及等の観点から、以下に決定
本部：ふれあいセンターなみえ内
本施設：浪江町川添地区

福島国際研究教育機構の設置効果の広域的な波及へ

- 機構を核として、市町村、大学・研究機関、企業・団体等と多様な連携を推進
- 浜通り地域を中心に「世界でここにしかない研究・実証・実装の場」を実現し、国際的に情報発信

2. (11) (参考1) 福島国際研究教育機構の中期計画の概要①

令和5年4月7日
主務大臣認可

I. 序文・前文

- 機構の令和5年4月1日から令和12年3月31日までの7年間にわたる中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を、次のとおり定める。
- 機構は、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日 内閣総理大臣決定）に基づき、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発、研究開発環境の整備、研究開発成果の普及、研究開発人材の育成・確保等の業務を総合的に行うことを目的としている。また、福島イノベーション・コースト構想による先行的な取組の蓄積をいかし、福島県はもとより構想を担う多様な主体との連携を強化しながら、構想を更に発展させる役割を担うものである。
- 機構の取組は、機構の本施設の立地近接地域だけでなく、復興に取り組む地域全体にとって「創造的復興の中核拠点」として実感され、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものでなければならない。そのために、機構は、国及び福島県・市町村並びに大学その他の研究機関、企業、関係機関等と連携して、機構設置の効果が広域的に波及し、地域の復興・再生に裨益するよう取組を進めるものとされている。同時に、機構の効果は地域の垣根を越えて波及し、オールジャパンでのイノベーションの創出、科学技術力・産業競争力の強化、経済成長、さらには国民生活の向上に貢献することが期待されている。
- 機構は、理事長の明確なビジョンと強いリーダーシップの下で、福島の優位性を発揮できる、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を基本とした研究開発に取り組むとともに、研究開発成果の産業化・社会実装や人材育成・確保等についても、その主要な業務として行う。
- 機構は、福島に既に立地している研究施設等の取組について横串を刺す調整機能を持った司令塔としての役割を最大限に発揮する。
- 第一期中期目標期間においては、「基盤作りと存在感の提示」に重点を置くこととし、機構の施設が整備されるまでの間も復興に貢献できるよう、取組を進める。

II. 新産業創出等研究開発の成果の最大化その他の研究開発等業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

国内外に誇れる研究開発を推進し、その産業化、人材育成・確保に取り組むとともに、福島県内での活動、実証フィールド等の活用、様々な主体との連携を適切に行い、機構の設置効果が広域的に波及するよう取組を進める。

1. 研究開発に関する目標を達成するためとるべき措置

(i) 研究開発（※詳細は次頁）

日本や世界の抱える課題、地域の現状等を勘案し、福島の優位性を発揮できる5分野の基礎・応用研究を進め、併せて機構ならではの分野融合研究に取り組む。本中期目標期間においては、500報程度の学術論文の発表を目指す。

(ii) 研究開発環境の整備

外部供用も視野に入れた施設・設備等の整備を進めるとともに、50程度の研究グループによる研究体制を目指して、魅力的な研究開発環境の整備を図る。

(iii) 研究開発に係る情報収集等

研究開発を行うにあたり、福島の復興・再生に貢献する研究開発のニーズや科学技術の進展等、必要な情報の収集を行う。

2. 産業化に関する目標を達成するためとるべき措置

企業が積極的かつ柔軟に機構の活動に参画できる産学連携体制を構築する。機構の活動や研究成果等について国民に向けてわかりやすく広報活動を行う。戦略的な知的財産マネジメントや先端技術の事業化経験等を有する専門人材の確保に取り組む。

3. 人材育成・確保に関する目標を達成するためとるべき措置

(i) 人材育成

機構において研究者や技術者を長期にわたって連続的に養成する観点から、大学院生等や地域の未来を担う若者世代、企業人材等の人材育成を進める。

(ii) 人材確保

クロスアポイントメント等により、国内外の優れた研究人材の確保を図る。

III. 研究開発等業務の運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 大学や他の研究機関との連携

福島や全国の大学、教育機関、研究機関、企業、市町村等との効果的な広域連携を進め、MOU（基本合意）や包括連携協定等を30件以上締結する。

2. 効果的・効率的なマネジメント体制の確立

理事長を中心としたトップマネジメントに基づき、戦略的かつ柔軟に研究開発等並びに福島の課題把握及び地域との協働等を進めることができる体制を構築する。

3. 経費等の合理化・効率化

経費の合理化・効率化、調達合理化及び契約の適正化を図る。

IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

外部資金の獲得なども段階的・計画的に進めながら、世界水準の研究を実施するために必要な研究資金を確保する。（※詳細は次頁）

その他主務省令で定める研究開発等業務の運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

国が行う機構の当初の施設整備と緊密に連携しながら、その進捗に合わせ、研究機器など設備面における研究開発環境の整備を図る。

2. 人事に関する計画

若手や女性などの多様な人材の確保を図るとともに、成果や能力に応じた柔軟な給与水準等を設定する。

3. 認知度の向上や多様なパートナーシップの構築に関する計画

情報発信等による機構の認知度の向上や多様なパートナーシップの構築に努める。機構の研究開発の成果に関しては、年1回以上の成果報告会を実施する。

4. 規制緩和に向けた取組に関する計画

研究開発の進捗に応じて、実地に即した規制緩和に向けた検討を進める。

2. (11) (参考1) 福島国際研究教育機構の中期計画の概要②

< 機構が実施する研究開発5分野の計画 >

以下の内容を基本に取り組み。ただし、福島の復興・再生の進捗に応じた研究開発のニーズや科学技術の進展等を踏まえ、柔軟に取組を実施する。

【①ロボット】

以下の取組を進める。

1. 廃炉向け遠隔技術高度化及び宇宙分野への応用
2. 防災など困難環境での活用が見込まれる強靱なロボット・ドローン技術の研究開発
3. 先端ICT技術とロボット技術が融合したクラウドロボティクスの研究開発
4. 長時間飛行・高ペイロードを実現し、カーボンニュートラルを達成する水素ドローンの研究開発
5. 防災・災害のためのドローンのセンサ技術研究開発
6. 市場化・産業化に向けた性能評価手法の標準化に向けた研究開発

【②農林水産業】

以下の取組を進める。

1. 先端技術を活用した超省力・効率的な生産技術体系の確立
2. 農山漁村エネルギーネットワークマネジメントシステムの構築
3. 新たな農林水産資源の生産・活用

【③エネルギー】

以下の取組を進める。

1. ネガティブエミッションのコア技術の研究開発・実証（BECCS、ブルーカーボン等）
2. バイオ統合型グリーンケミカル技術の研究開発
3. 水素エネルギーネットワークの構築
4. 被災地企業等再生可能エネルギー技術シーズ開発・事業化支援

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

◇放射線科学・創薬医療

以下の取組を進める。

1. 創薬医療分野の研究開発の一体的推進
2. 放射線イメージング技術の研究開発の推進
3. 放射化学、宇宙放射線科学等放射線基礎科学の推進
4. 放射線の影響解明に資する基礎基盤研究・人材育成
5. 中核的な放射線発生装置等の開発・整備

◇放射線の産業利用

以下の取組を進める。

1. 超大型X線CTシステム技術の研究開発
2. 超大型X線CTのための画像処理基盤技術の高度化
3. 現物データ活用によるものづくりの精緻化・効率化

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

以下の取組を進める。

1. 福島原発事故を踏まえた環境動態研究の新たな展開と科学的知見・経験の国際発信
2. 生態系の長期環境トレーシング研究（長期生態学研究）
3. 放射性物質の環境動態評価による物質の動態制御とリスク評価の研究
4. 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信に関する研究
5. 原子力災害被災地における復興・再生まちづくりの実践と効果検証研究

< 予算 >

7年間の事業規模として、1000億円程度を想定。外部資金（受託事業収入等）として、7億円の獲得を目指す。

		金額（百万円）
収入	新産業創出等研究開発推進事業費補助金	99,411
	受託事業収入等	700
	計	100,111
支出	一般管理費	11,201
	業務経費	88,910
	計	100,111

【注1】 左記予算額は一定の仮定の下に試算したものである。各事業年度の予算については、事業の進捗により必要経費が変動すること等を勘案し、各事業年度において、再計算のうえ決定される。

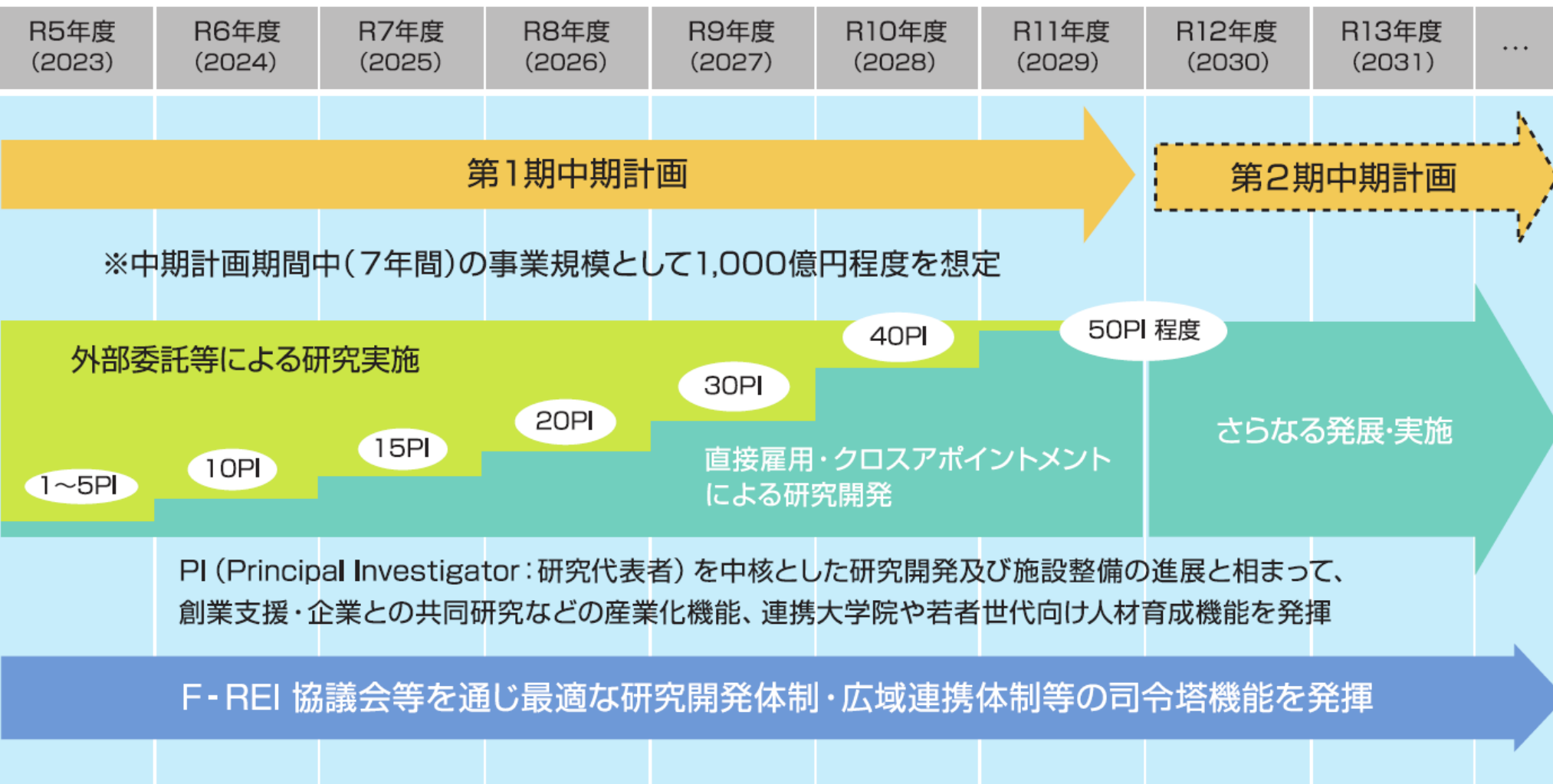
【注2】 左記予算額には、助成等業務に係る予算を含む。

【注3】 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【注4】 中期目標期間中に支出する人件費を【注1】同様、一定の仮定の下で見積ると、17,731百万円である。

【注5】 「金額」欄の計数は、受託収入等の支出が伴う収入が発生した場合には、その増加する収入金額を限度として、支出の金額を増額することができる。

2. (11) (参考2) F-REI ロードマップ (イメージ)



(出典：F-REI (福島国際研究教育機構) パンフレットより抜粋)

2. (11) (参考3) F-REIの最近の動き

- 令和5年4月1日に福島国際研究教育機構（F-REI）を設立。
- F-REI は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す。
- 令和5年度の研究開発の公募・選定を実施しているほか、広域連携や産業化、人材育成に向けて以下の取組を実施。

F-REIの研究開発の状況

<研究開発の公募状況>

- 令和5年度の研究開発を開始するため、順次公募・選定を実施
 - ① ロボット分野 4事業公募（8月2日～）
 - ② 農林水産業分野 1事業（8テーマ）公募（7月7日～）
 - ③ エネルギー分野 3事業公募（7月28日～）
 - ④ 放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用分野 3事業公募（8月8日～）
 - ⑤ 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信分野 3事業公募（8月4日～）

<分野長の委嘱>

- 各分野における研究開発を戦略的に推進していくため、各分野において専門的知見を有する外部の研究者を、分野長及び副分野長として任命

ロボット分野	分野長：野波 健蔵 副分野長：松野 文俊
農林水産業分野	分野長：佐々木 昭博 副分野長：荒尾 知人
エネルギー分野	分野長：矢部 彰 副分野長：秋田 調、錦谷 禎範
放射線科学・創薬医療分野	分野長：片岡 一則 副分野長：山下 俊一

新産業創出等研究開発協議会

令和5年5月10日
第1回協議会 開催（大熊町）
・ワーキンググループの設置の決定

第1回協議会の様子



令和5年9月27日
第1回広域連携WG 開催（楡葉町）



F-REI市町村座談会

6月20日のいわき市座談会を皮切りに、浜通り地域等の市町村にて、これまでに6回開催



7月5日 南相馬市座談会

6月20日 いわき市座談会

連携協力に関する基本合意書（MOU）の締結

（大学等）
福島高専、福島県立医科大学、福島大学、
会津大学

（地元自治体）
いわき市、浪江町、南相馬市

→ 今後も順次締結を予定



R5.4.1 福島高専

F-REIトップセミナー

福島大学等の福島県内の大学、高等専門学校、ふたば未来学園等の高等学校の学生・生徒を対象に、F-REIトップ陣によるセミナーをこれまでに7回実施



5月17日 福島大学

7月4日 会津高校

福島をはじめ東北の復興を一層推進するとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献するため、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）を改正し、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発等に関する基本的な計画を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、**福島国際研究教育機構を設立**する。

改正の概要

(1) 新産業創出等研究開発基本計画の策定

- ① **内閣総理大臣**は、**関係行政機関の長に協議**するとともに、**総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び福島県知事の意見を聴いて、新産業創出等研究開発基本計画**を定める。
- ② 新産業創出等研究開発基本計画は、**福島国際研究教育機構が中核的な役割を担う**よう定める。

(2) 福島国際研究教育機構の設立

- ① **福島国際研究教育機構を設立し、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成**等の業務を行う。
- ② **主務大臣**（※）は、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、**中期目標（7年）を定める**。
※ 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣
- ③ **福島国際研究教育機構**は、中期目標に基づき、**中期計画**（研究開発関連業務以外の業務については、助成等業務実施計画）を作成し、**主務大臣の認可**を受ける。
- ④ 主務大臣は、**毎事業年度の終了後、福島国際研究教育機構の業務の実績について評価**を行う。
- ⑤ 主務大臣は、②の中期目標の策定や④の評価等を行うに当たり、**CSTI及び福島県知事等の意見を聴かなければならない**。
- ⑥ 福島国際研究教育機構は、研究開発等の実施に係る協議を行うため、福島県や大学その他の研究機関等で構成する**協議会を組織**する。

福島国際研究教育機構の業務

- (1) 研究開発：新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する**研究開発等**
- (2) 産業化：研究開発の**成果を普及、活用を促進**
- (3) 人材育成：**研究者・技術者を養成、資質の向上／教育活動**
- (4) 司令塔機能：**協議会の設置・運営**や**協議会の構成員との連携・調整**
- (5) 情報収集・発信：研究開発に係る**情報・資料の収集・分析・提供等**

福島国際研究教育機構の特徴

- (1) 司令塔機能
 - **新産業創出等研究開発基本計画**を、福島国際研究教育機構が**中核的な役割**を担うよう作成。
 - **協議会の設置・運営**を通じて、協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出など協力を求める**ことが可能。また、協議会の構成員には、協議が調った事項について**尊重義務**がある。
- (2) 処遇の柔軟性：**役職員の報酬・給与等の支給基準**において、**国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性**を考慮。
- (3) 民間活力の活用：**研究開発の成果の活用を促進する事業の実施者**に対し、**出資**や**人的・技術的援助**を行う。
- (4) 情報・データの収集：協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出**など、協力を求める。

※ 政府は、この法律の施行後8年を目途として、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

施行日：公布から3月を超えない範囲で政令で定める日（=6月17日）

（一部の規定は公布日）

2. (12) 風評払拭・リスクコミュニケーションの強化

- 福島においては、科学的根拠に基づかない風評やいわれのない偏見・差別が今なお残っている。
- 復興大臣の下、関係省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（以下、タスクフォース）」を開催（平成25年3月～）。
- 平成29年12月開催のタスクフォースにおいて、より具体的な情報発信を進めていくための政府全体の方針として、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を決定・公表。
- この戦略の下、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から、関係府省庁において工夫を凝らした情報発信を実施するとともに、タスクフォースにおいて継続的にフォローアップする。

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等についてシンプルかつ重要な順に明示。

	I 知ってもらう	II 食べてもらう	III 来てもらう
対象	① 児童生徒及び教育関係者 ② 妊産婦並びに乳幼児等の保護者 ③ 広く国民一般	① 小売・流通事業者 ② 消費者 ③ 在京大使館、外国の要人及びプレス ④ 在留外国人及び海外からの観光客	① 教師、PTA関係者、旅行業者 ② 海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人 ③ 県外からの観光客
内容	① 放射線の基本的事項及び健康影響 ② 食品及び飲料水の安全性 ③ 復興が進展している被災地の姿 等	① 福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ② 食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③ 生産段階での管理体制 等	① 福島県の旅行先としての「魅力」 ② 福島県における空間線量率や食品等の安全 ③ 教育旅行への支援策 等
発信の工夫	● 受信者目線で印象に残るような表現の工夫 ● メディアミックスの活用 等	● 安全性も理解してもらえる工夫 ● 国際比較による福島県を相対化した情報発信 等	● 「ホープツーリズム」に関する発信 ● 草の根からの発信 等

ALPS処理水の処分に伴う風評対策については、令和3年4月の処分方針の決定を受け、同年8月20日に開催した風評対策タスクフォースにおいて、関係省庁が取り組むべき情報発信等について、「ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」として、とりまとめ、公表。

原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（風評対策タスクフォース（TF））

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う風評影響が根強く残る中、引き続き風評払拭に向けて、関係省庁においては全力で取り組む必要がある。そのため、復興大臣の下、関係府省庁からなるタスクフォースを開催し、的確なフォローアップ等を行い、より効果的な施策の実施につなげる
- 構成員：復興大臣、両復興副大臣、関係省庁局長級（復、内閣府、消、外、文、厚、農、経、国、環、規、防）

令和3年4月22日 復興大臣から各省庁へ4つの指示

8月20日 各省検討結果の取りまとめ

指示事項に応じた政府横断的な情報発信策「ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」

令和4年4月26日 復興大臣から各省庁へ5つの指示

令和5年4月13日 風評影響調査の結果及び対応策検討

令和5年8月25日 処理水の処分に伴う風評払拭にむけた復興大臣から各省への5つの指示

復興大臣からの各府省庁への5つの指示（令和5年8月25日 風評対策タスクフォース）

1. 海洋放出に当たっては、客観性・透明性の担保されたモニタリングを含め、「『東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に係る基本方針』の実行と今後の取組について」に則り、安全かつ着実に処分を行うことを徹底しつつ、ALPS処理水の安全性やその処分の必要性、加えて、強化・拡充したモニタリングの結果など、最新の情報を様々な媒体を活用して国内外に遅滞なく、かつ、わかりやすく発信すること
2. 関係省庁間で地元とも連携してイベント・フェア等を実施し、インバウンドを含めた消費者や事業者に対して、ALPS処理水の安全性とともに地元産品や地域の魅力を効果的に発信すること
3. 地元産品の魅力を国内外に余すことなく発信するとともに、海外市場へのトップセールスなどを通じて、国内消費の拡大、新たな海外市場の開拓等を図ること
4. 処理水放出に伴い輸入規制の強化が行われないう、また、現行の規制が早期に撤廃されるよう、ハイレベルでの働きかけなどあらゆる機会を捉えて、政府一丸となって取り組むこと
5. 風評影響の懸念等に対する不安への対処に万全を期すため、今後の状況に応じて臨機応変な対策を講じること

2. (12) (参考2) ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ (概要)

令和3年8月20日 原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース (令和5年4月13日改訂)

考え方

- ① 安全性のみならず、消費者等の「安心」につなげることを意識しつつ、届けて理解してもらう情報発信を関係府省庁が連携して展開する。
- ② 実行会議ワーキンググループ等における関係者からの要望も含め、地元の声をしっかり聴いて対応する。
- ③ 輸入規制の撤廃も念頭に、海外の国・地域ごとにきめ細かく戦略的に対応する。
- ④ 継続的に状況等を把握し、それに応じた必要な情報を効果的に発信する。

施策 (概要)

1 関係省庁が連携し、政府一丸となり総力を挙げて正確な情報を発信

(1) 正確で分かりやすい情報発信の積極的展開

- ・ ALPS処理水の安全性等に関し、詳細な情報も見てもらいやすくする工夫を施した科学的根拠に基づく正確で分かりやすいコンテンツを作成、発信
- ・ トリチウムに関するモニタリング結果を発信
- ・ ALPS処理水の海洋放出と食品の安全性について、大臣のメッセージを動画により多言語で配信 等

(2) 消費者等に届く情報発信と消費者等が得たい正確な情報にたどり着きやすくするための環境整備

- ・ 関心や理解の度合に応じて、インターネット、SNS等を含む多様なメディアを活用するとともに、広く関心を惹起するため、インフルエンサーを活用
- ・ テレビやラジオのCMや広告に加え、ウェブ上でのプッシュ型広告を活用
- ・ 科学的根拠に基づくわかりやすいウェブサイトの新設、バナー広告を展開 等

(3) 消費者等の安心につながる取組の展開

- ・ シンポジウム、商談会等を活用して消費者・流通業者等への説明を強化
- ・ 生産者の取組、検査体制・結果等の発信や、商品の安全性を消費者が簡単に確認できる工夫の検討等、消費者の目線に立つて情報発信
- ・ 放射線専門家や料理人等を起用
- ・ 魚類飼育等を通じたALPS処理水の安全性の見える化を実施 等

(4) 教育現場における理解醸成に向けた取組の強化

- ・ 放射線副読本を活用した出前授業やワークショップ、教職員研修を実施
- ・ ホープツーリズムを推進するため、関係者を対象とした視察の実施 等

(5) 政府一体となった施策実施体制の構築

- ・ 本タスクフォースの参加のもとで開催された広報の専門家等からなる有識者会議での提案・助言を参考に、情報発信等が更に効果的なものとなるよう検討 等

2 地元の福島県や近隣県の思いを受け止めながら、密に連携して発信

(1) 福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う風評払拭の取組への支援

- ・ 自治体が交付金を活用し、水産物の魅力等を県内外のメディアを通じて発信。国も連携した取組を検討、実施 等

(2) 実行会議ワーキンググループ等で出された地元自治体・業界の意見・要望に寄り添った施策の実施

(3) アフターコロナの状況に応じた現地での対話や情報発信の取組の強化

3 海外に向けて関係省庁が連携し、戦略的に発信

(1) 各国・地域及び市場の状況に応じたきめ細かな対応

- ・ 国・地域に相応しい媒体や発信者を選択
- ・ 海外紙において広告記事を掲載し、インターネット広告を実施
- ・ 日本政府観光局 (JNTO) グローバルサイトにALPS処理水のポータルサイトへのリンクを掲載 等

(2) 海外のインフルエンサーや報道関係者等の現地招へい

- ・ 海外のインフルエンサーを現地に招へい
- ・ 報道関係者の現地視察やオンラインブリーフを実施 等

(3) 国際機関との緊密な協力

- ・ 中立的で専門的知見を有する国際機関 (IAEA, OECD/NEA) と緊密に協力した情報発信

(4) 輸入規制の緩和・撤廃も念頭においた外交ルートでの説明

- ・ 優先すべき国・地域を勘案しつつ、各国・地域の政府関係者や報道機関等への丁寧な説明や働きかけを強化 等

(5) 国際会議・イベント等あらゆる機会の活用

- ・ G7サミット及び関係閣僚会合の機会を活用して、食品の安全性やALPS処理水の処分等について情報発信 等

4 国内外の状況を継続的に把握し、臨機応変に発信

(1) ALPS処理水への理解に必要な情報の認識状況等の把握

- ・ ALPS処理水の安全性等の認識状況等について、国内外の消費者を対象に実施したインターネット調査結果等を踏まえた情報発信

(2) 風評影響の把握

- ・ 福島県や隣県等の産業について風評影響等を調査
- ・ 福島県産農産物等の生産から流通・販売に至る実態を調査・分析

(3) 風評構造の分析

- ・ 広報の専門家等からなる有識者会議 (前掲) での有識者の意見を参考に新たな施策を検討、実施 等

2. (12) (参考3) 情報発信の取組

- ALPS処理水の安全性、「三陸・常磐もの」をはじめとした地元産品や地域の魅力、福島県の復興の現状について、様々な媒体等を活用し国内外に向けて情報発信。（令和5年度予算額 9.5億円）

<国内向け情報発信>

① **ALPS処理水、放射線の健康影響に関する動画の配信**

ALPS処理水等について、小学生にも分かりやすい動画を広告配信。

② **福島の食や旅の魅力をテーマとした動画の配信**

インフルエンサー等（リュウジ、土佐兄弟、さかなクン、あばれる君、ロバート・馬場、はっしーさん）を活用し地元産品の魅力や安全性、地域の魅力を伝える動画を広告配信。

③ **出前授業**

国内の8中高校に職員を派遣し、復興の現状、ALPS処理水、風評の影響等について出前授業を実施。

④ **首都圏・近畿圏におけるTV番組の放送**

福島県浜通りの魅力を伝える特番（東野幸治、佐久間宣行、ゴー☆ジャス出演）を9月18日に首都圏及び福島県で、10月9日に関西圏で放送予定。

⑤ **FMラジオ番組の放送**

福島で活躍する人物、地元産品の魅力などに焦点を当てた番組を7月から月2回放送。

⑥ **福島県における親子釣りイベント**

「常磐もの」の魅力や安全性を親子に発信する親子釣り大会を7～8月と10月に実施。

⑦ **魅力発信イベント・フェア**

首都圏等において、「三陸・常磐もの」の魅力や安全性等を発信するイベント・フェアを開催。

【動画実績】
・30本
・1,946万回再生



ALPS処理水に関する動画



「常磐もの」の魅力に関する動画



親子釣り大会

<海外向け情報発信>

① **海外紙での記事広告**

福島県の復興の現状、ALPS処理水、食・観光の魅力に関して、アジア、欧米の新聞で記事広告を展開。

② **福島の復興の現状、ALPS処理水、食・観光に関する動画の配信**

海外向けポータルサイト「Fukushima Updates」に掲載するとともに、英・中・韓などの複数言語で広告配信。

③ **福島の復興の現状や魅力を発信するイベントの開催**

東南アジアにおいて、在外公館やJETRO等と連携して、地元産品や観光などの魅力を発信するイベントを開催。

④ **外国人モニターツアー**

東アジア・東南アジアを対象とした、福島県の復興の現状や地域の魅力を発信するツアーを実施予定。

【動画実績】
・21本
・3,258万回再生



ALPS処理水に関する動画



東南アジアでのイベント

2. (13) ALPS処理水の海洋放出に伴う取組

- ・ 廃炉を着実に進め、福島の実現するために、ALPS処理水の処分は決して先送りできない課題。
- ・ 現時点で準備できる万全の安全確保、風評対策・なりわい継続支援策を講じており、ALPS処理水の処分に伴う風評影響やなりわい継続に対する不安に対処するべく、
- ・ 今後これらの対応に政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む。このため、漁業者とのフォローアップ体制を構築する。

ALPS処理水の処分に関する基本方針の実行と今後と取組について（令和5年8月22日）<抜粋>

8月24日からALPS処理水の海洋放出を開始

「水産業を守る」政策パッケージ(令和5年9月4日) <概要> ※総額1,007億円（300億円基金、500億円基金、予備費207億円）

- ・ ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、既存の800億円の基金による支援や東電の賠償に加え、緊急支援事業を創設。
- ・ 具体的には、以下の5本柱の政策パッケージを策定し、早急に実行に移すとともに、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期す。

- | | |
|-----------------|------------------|
| ① 国内消費拡大・生産持続対策 | ② 風評影響に対する内外での対応 |
| ③ 輸出先の転換対策 | ④ 国内加工体制の強化対策 |
| ⑤ 迅速かつ丁寧な賠償 | |

復興庁は、上記の「② 風評影響に対する内外での対応」を中心に、科学的根拠に基づく正確な情報発信及び「三陸・常磐もの」や地域の魅力の発信に取り組む。

2. (13) (参考) 「水産業を守る」政策パッケージ

「水産業を守る」政策パッケージ

総額1007億円【300億円基金、500億円基金、予備費207億円】

令和5年9月4日
農林水産省、経済産業省、
復興庁、外務省

- ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、既に用意した800億円の基金による支援や東電による賠償に加え、特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業を創設（3、4①②）する。
- 具体的に、以下の5本柱の政策パッケージを策定し、早急に実行に移すとともに、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期す。

1. 国内消費拡大・生産持続対策

- ①国内消費拡大に向けた国民運動の展開（ふるさと納税の活用等）
- ②産地段階における一時買取・保管や漁業者団体・加工/流通業者等による販路拡大等への支援（300億円基金の活用）
- ③国内生産持続対策（相談窓口の設置、漁業者・加工/流通業者等への資金繰り支援、出荷できない養殖水産物の出荷調整への支援、新たな魚種開拓等支援、燃油コスト削減取組支援）（300億円基金、500億円基金の活用等） 等

3. 輸出先の転換対策

- ①輸出減が顕著な品目（ほたて等）の一時買取・保管支援や海外も含めた新規の販路開拓を支援【予備費】
- ②ビジネスマッチングや、飲食店フェアによる海外市場開拓、ブランディング支援【予備費】 等

5. 迅速かつ丁寧な賠償

一部の国・地域の措置を受け輸出に係る被害が生じた国内事業者には、東京電力が丁寧に賠償を実行

2. 風評影響に対する内外での対応

- ①一部の国・地域の科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃の働きかけ
- ②国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い情報発信、誤情報・偽情報への対応強化
- ③販売促進・消費拡大に向けた働きかけやイベント実施、観光需要創出、小売業界の取引継続に向けた環境整備等

4. 国内加工体制の強化対策

- ①既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等の支援【予備費】
- ②国内の加工能力強化に向けた、加工/流通業者が行う機器の導入等の支援【予備費】
- ③輸出先国等が定めるHACCP等の要件に適合する施設や機器の整備や認定手続を支援（既存予算の活用）

(注) 今回の予備費による措置は、単年度事業として対応。

3. 個別分野の状況

3. (1) 住宅の確保

(1) 仮設住宅

- 大熊町、双葉町からの避難者への供与期間を令和7年3月末まで延長

(2) 防災集団移転

- 新地町、相馬市、いわき市、南相馬市、楡葉町、富岡町、浪江町：移転先の造成工事及び移転元地の市町による買取が完了
- 移転元地の利活用を促進するため復興庁が自治体に対するハンズオン支援（令和5年度は南相馬市）

(3) 災害公営住宅等

- ① 地震・津波被災者向け
2,807戸全戸完成
- ② 原発事故による避難者向け（復興公営住宅）
4,767戸全戸完成
併設の公園、生活サポート施設（高齢者サポート拠点、診療所スペース）を整備
- ③ 原発事故による避難からの帰還者向け
整備計画戸数453戸のうち、434戸が完成（令和5年10月末時点）
- ④ 帰還者および新たな移住者向け（再生賃貸住宅）
整備計画戸数372戸のうち、203戸が完成（令和5年10月末時点）
- ⑤ 自主避難から地元に戻る子育て世帯向け子育て定住支援賃貸住宅
福島市内に20戸が完成



復興公営住宅（いわき市）



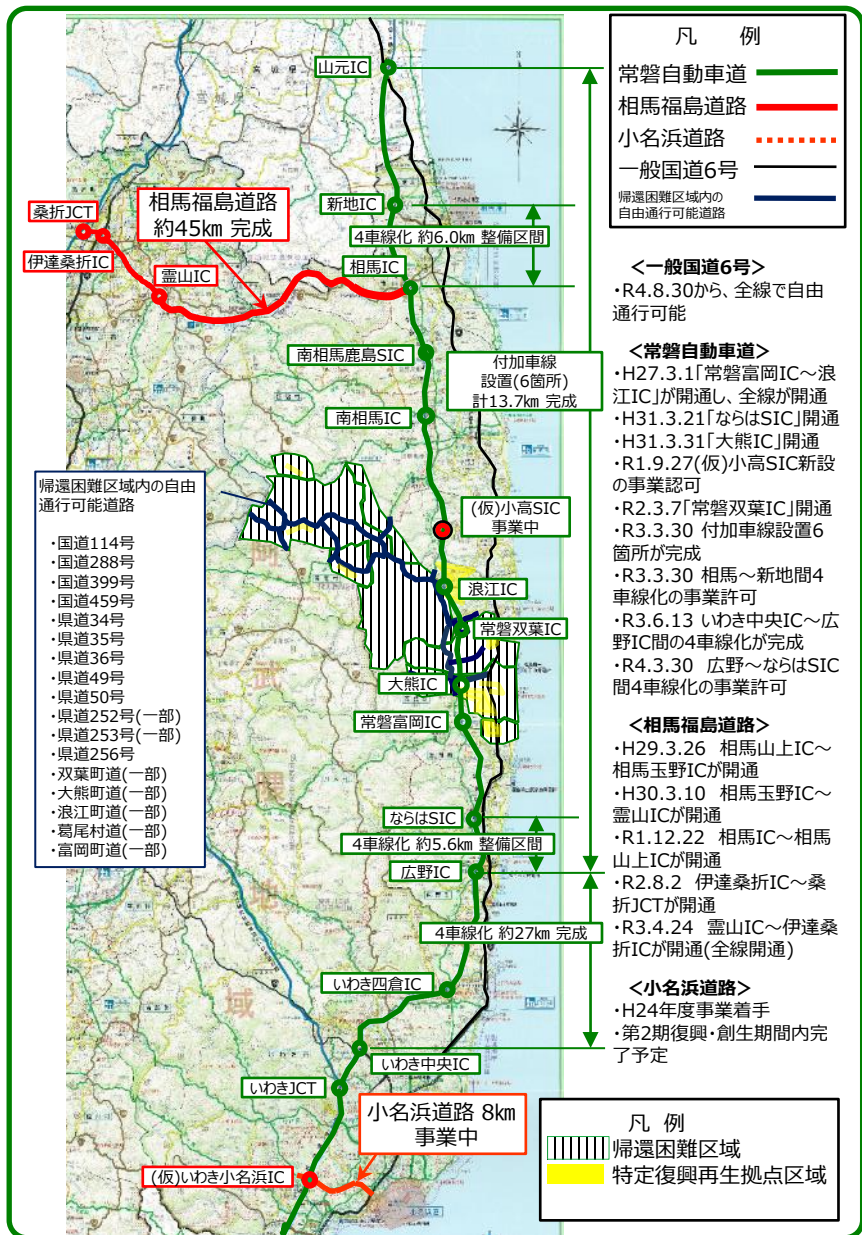
災害公営住宅近くに整備された
「骨太公園」（相馬市）



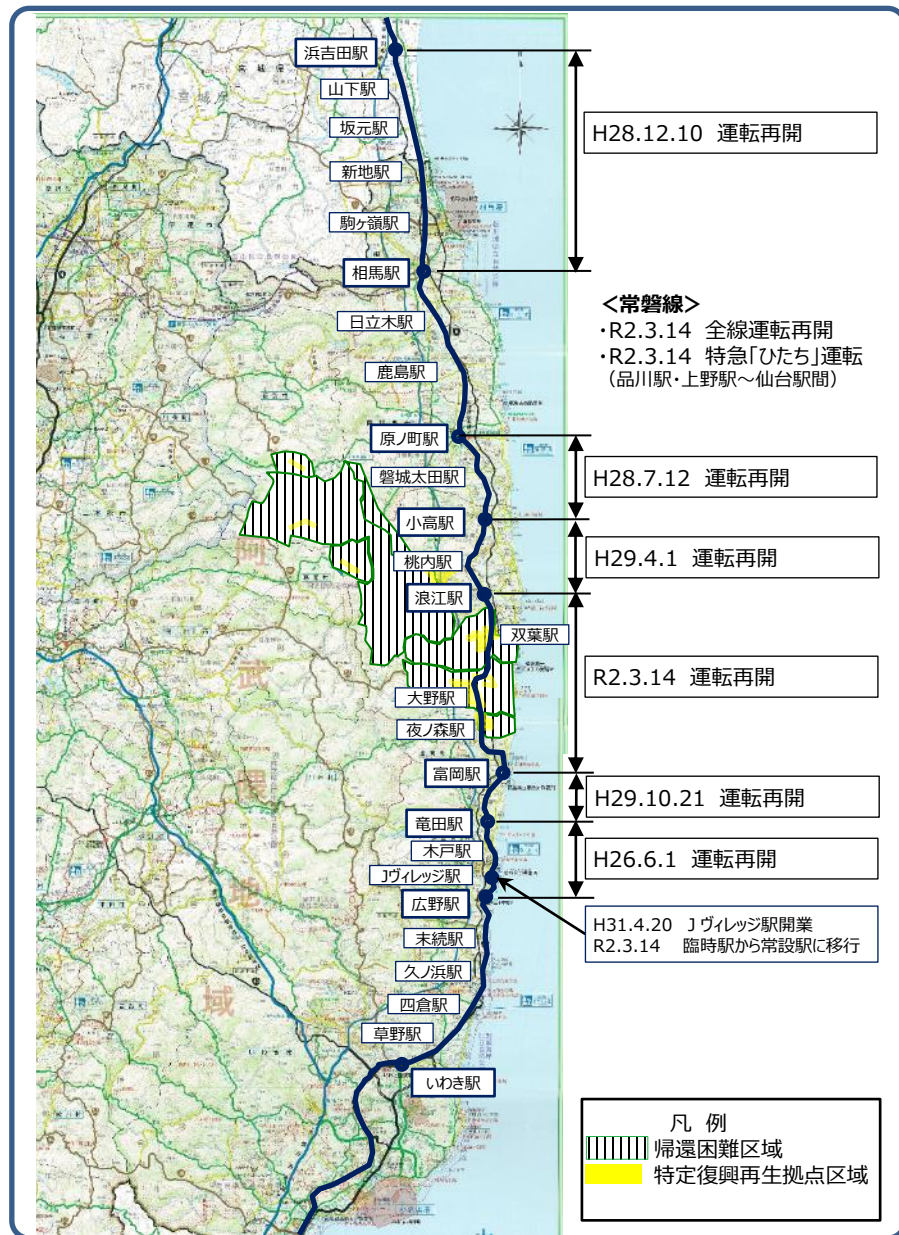
子育て定住支援賃貸住宅（福島市）

3. (2) 広域インフラの復旧・整備

【道路】



【鉄道 (JR常磐線)】



3. (3) 医療の復興

一次医療（通院、日常診療）

○ 市町村単位で診療所等の再開・新設

令和5年2月 双葉町診療所（双葉町）新設
令和5年10月 なみえ調剤薬局（浪江町）新設

《避難地域12市町村における医療機関等の再開状況》

市町村名	一次医療を担う医療機関数	薬局
田村市（都路地区）	公的 1	—
川俣町（山木屋地区）	公的 1	—
南相馬市（小高区）	公的 1、民間 3	2
飯舘村	公的 1	0
葛尾村	公的 1	—
浪江町	公的 1	1
双葉町	公的 1	0
大熊町	公的 1	0
富岡町	民間 4	0
楡葉町	公的 1、民間 3	1
川内村	公的 1	—
広野町	民間 2	1

福島県「避難地域12市町村における医療機関の再開状況」（R5.2.1現在）及び福島相双復興推進機構「双葉郡周辺の医療機関マップ」（R5.3.1時点）を基に作成

二次医療（入院、救急）

- 平成30年4月、24時間365日救急医療を提供する ふたば医療センター附属病院が富岡町に新設
 - 多目的医療用ヘリコプターの運航が始まり、搬送時間が短縮。（福島市⇔富岡町の場合、陸路：120分 空路：15分）

医療の復興に向けた取組

- 地域医療再生基金（厚労省・復興特会での積増し）
 - 診療所の移転・新設や医療従事者確保等に活用
 - 震災以降、平成29年度まで福島県に730億円を交付後に
 - ・令和3年度予算で54億円
 - ・令和4年度予算で29億円を積み増し
 - ・令和5年度予算額：24億円
- 生活環境整備・帰還再生加速事業（復興庁）
 - 被災12市町村の診療所への医師の定期的な派遣に活用
- 被災者支援総合交付金（復興庁）
 - 薬剤師による薬局外での服薬指導や健康教室を実施
 - 県内外に避難転院した精神科病院入院患者の、帰還や地域移行を支援



3. (4) 介護の復興

避難地域等の高齢者施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設）の状況

市町村名	状況
田村市（都路地区）	特養：再開 1
川俣町（山木屋地区）	-
南相馬市（小高区）	特養：再開 1
飯舘村	特養：継続 1
葛尾村	-
浪江町	特養：いわき市で再開 1 老健：休止 1
双葉町	特養：いわき市で再開 1
大熊町	特養：廃止 1 老健：休止 1
富岡町	特養：廃止 2、開所 1 養護：廃止 1
楢葉町	特養：再開 1 老健：いわき市で再開 1
川内村	特養：開所 1
広野町	特養：再開 1

福島県「避難指示区域内の介護施設等の状況」より作成（R5.7.1現在）

介護の復興に向けた取組

相双地域等における介護サービス提供体制の確保等

（厚労省・復興特会 令和5年度予算額：2.9億円）

○ 被災地における福祉・介護人材確保事業

- 相双地域等の介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付（一定期間従事した場合に返済免除）
- 全国の介護施設等からの応援職員の確保を支援

○ 介護サービス提供体制再生事業

- 避難指示解除区域等の介護施設等への運営支援を実施（対象：入所施設・訪問系居宅サービス事業者）

被災者支援総合交付金（復興庁）

- コミュニティ形成支援として、住民主体で参加できる「通いの場づくり」を促し、生活不活発病を予防
- 他自治体の通所サービスを利用する際の要介護者の送迎を支援

3. (5) 教育の復興

小中学校の再開の状況

- ① 令和4年度までに地元で学校を再開した市町村
→ 川内村、広野町、田村市（都路地区）、南相馬市（小高区）、
楡葉町、飯館村、葛尾村、川俣町（山木屋地区）、浪江町、富岡町
- ② 令和5年度に地元で学校を再開した町
→ 大熊町
- ③ 避難先で学校教育を行っている町
→ 双葉町
※2023年5月～ 学校再開に向けた検討委員会開催

高等学校の設置等の動向

- **ふたば未来学園中学校・高等学校**
平成27年4月、広野町に高等学校を開校（定員1学年160名）。
未来創造型教育を推進。平成31年4月に併設中学校を開校（定員
1学年60名）し、中高一貫教育を本格始動。「WWL（ワールド・ワ
イド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業」採択校（令和5年度
～）。
- **小高産業技術高等学校**
小高商業高校・小高工業高校を統合、産業革新科を新設し、平成
29年4月、南相馬市小高区に開校（定員1学年240名）。イノベー
ション・コースト構想や地域の復興に寄与する人材育成を推進。「マイス
ター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）」指定校
（令和3年度～）。

教育の復興に向けた取組

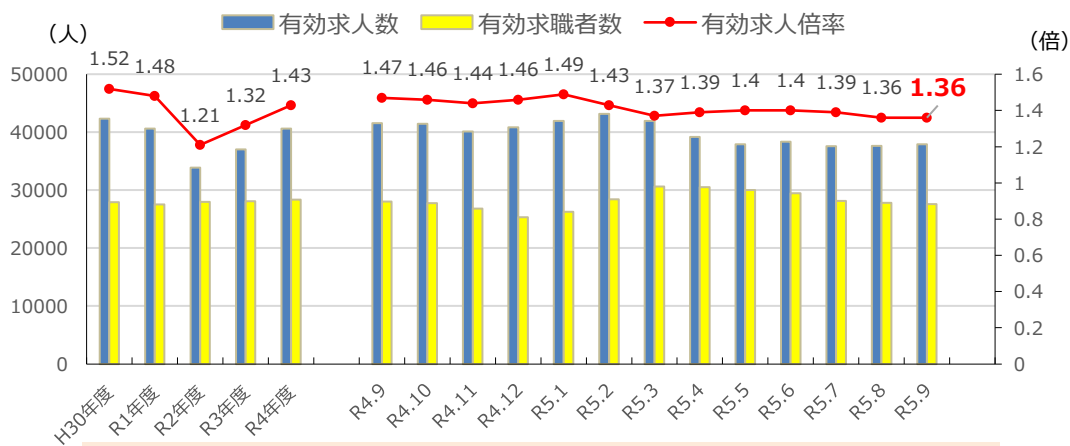
復興庁、文部科学省の教育の復興の主な取組

- 被災児童生徒に対する学習支援等のための**教職員加配**
（文部科学省・復興特会）
 - － 被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置 <R5年度予算額 12億円>
- 緊急**スクールカウンセラー等**活用事業（文部科学省・復興特会）
 - － 被災児童生徒等の心のケアや教職員等への助言・援助等を行うためのスクールカウンセラーを配置等 <R5年度予算額 16億円>
- **福島県教育復興推進事業**（文部科学省・復興特会）
 - － 避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援 <R5年度予算額 1億円>
- **福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成**
（文部科学省・復興特会）
 - － 構想の中心となる浜通り地域等の初等中等教育機関において特色ある教育プログラムを実施し、専門人材等の育成のための取組を支援 <R5年度予算額 1億円>
- **福島イノベーション・コースト構想を支える人材育成基盤の構築～浜通り地域等における復興知の集積と進化～**
（文部科学省・復興特会）
 - － 福島復興に資する知（復興知）の浜通り地域等への集積に向けた大学等の取組を支援するとともに、大学等と福島県、関係市町村、研究機関や企業、商工団体等が一体となった地域連携を推進 <R5年度予算額 4億円>

3. (6) 雇用の状況

- 福島県内の令和5年7月の有効求人倍率は1.39倍（季節調整値）で、前月を0.01ポイント下回った。
- 雇用情勢は引き続き求人が求職を上回って推移しているものの、求人の一部に弱まりの動きがみられる。

【福島県内の有効求人倍率（季節調整値の動き：令和5年9月分）】



(注) 1. 月別が季節調整値、年度は月平均で原数値である。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した職件数等が含まれている。

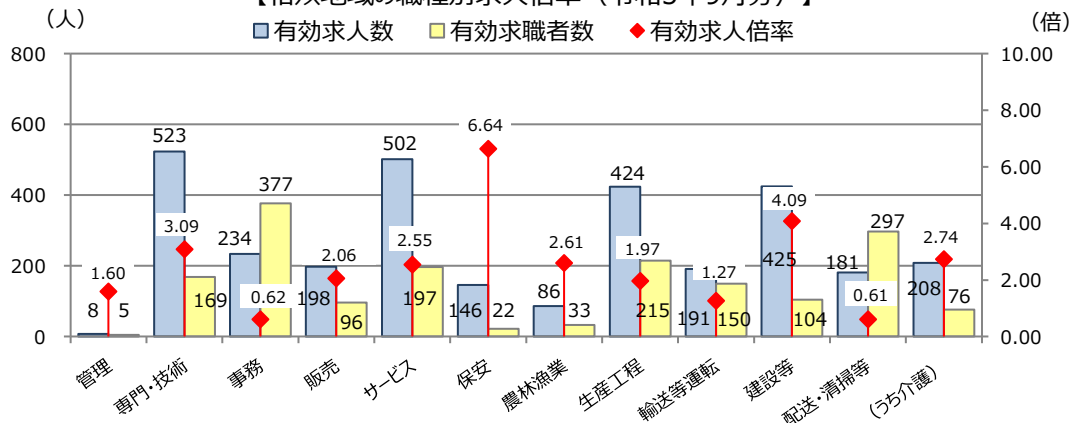
- 県内の有効求人倍率1.36倍（季節調整値）は全国で18位となっている。
- 県内の地域別有効求人倍率は、会津地域1.56倍と最も高く、次いで県中・県南地域が1.44倍、相双地域が1.42倍、県北地域1.27倍、いわき地域1.26倍となっている。（原数値）

【令和5年9月分】（福島県）

月間有効求人人数	: 37,937人 (▲8.8%)
月間有効求職者数	: 27,590人 (▲1.6%)
新規求人数	: 14,129人 (▲6.3%)
新規求職申込件数	: 6,194人 (2.4%)

※原数値、カッコ内は前年同月増減率

【相双地域の職種別求人倍率（令和5年9月分）】



(注) パートを含む常用

【資料出所】福島労働局

- 相双地域の令和5年9月の有効求人倍率は1.42倍（原数値）で、前年同月より0.20ポイント減少。
- 相双地域の7月の職種別求人倍率は、保安6.64倍、建設等4.09倍、専門・技術3.09倍、サービス2.55倍、生産工程1.97倍となっている。
- 復興需要のピークアウトに伴い、求人総数は減少傾向にあるものの、事業の再開、産業団地への誘致企業の創業等で、有効求人倍率は県平均を上回っており、依然として企業の人材需要は高く、移住や帰還促進が図られなければ今後も人手不足が続くことが懸念される。

3. (7) 被災地における雇用支援

- 原子力災害の影響による被災求職者に対し、県・市町村が、企業、NPO等への委託により、一時的な就業機会を創出（原子力災害対応雇用支援事業）。
- 被災地の安定的な雇用を創出するため、雇用のミスマッチが見られる分野等の事業について、グループ補助金等の産業政策と一体となった雇用支援等を一定期間実施（事業復興型雇用確保事業）。

原子力災害対応雇用支援事業

【事業開始可能期間】

令和5年度末まで

【実施地域】

原子力災害被災12市町村及び
その出張所等所在自治体

【対象事業】

福島県又は原子力災害被災12市町村及び
その出張所等所在自治体が実施する原子力
災害に由来する事業（他の事業で措置できな
い事業であって、福島県被災求職者を雇用し
て行うもの）

事業復興型雇用確保事業

【事業実施期間】

事業を再開等した中小企業が、被災求職者等を雇用した場合、3年間助成（初めて被災求職者等を雇用した日から起算して2年間の間に雇用した被災求職者等が助成対象）

【実施地域】

福島県は全域（岩手・宮城は沿岸部）

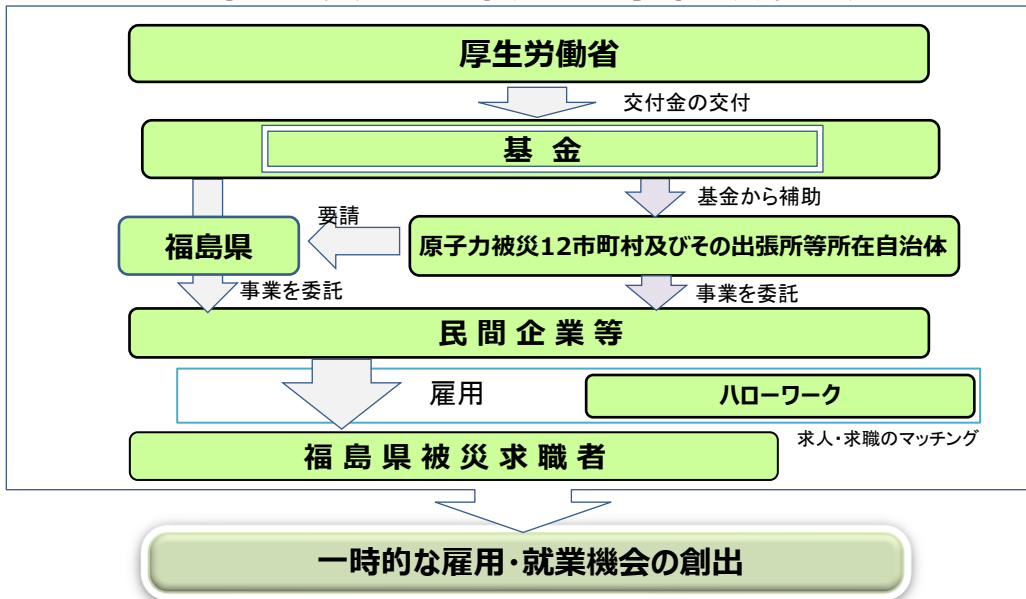
【対象事業所】

雇用のミスマッチが見られる分野等の事業で、グループ補助金等の国や自治体の産業政策の支援の対象となっている事業所（雇入費助成については被災求職者等を雇入れた場合に助成）

【助成内容】

- 雇入費助成
 - ・福島県被災15市町村の企業（大企業も含む）
1人当たりの助成額225万円（3年間）
 - ・それ以外の市町村の企業（中小企業に限る）
1人当たりの助成額120万円（3年間）
 - ・1事業所につき、2,000万円を上限（3年間）
- 住宅支援費助成
 - ・住宅支援に対する助成（導入・拡充に要した経費の3/4。
1事業所につき、年額240万円を上限）

「原子力災害対応雇用支援事業のスキーム」

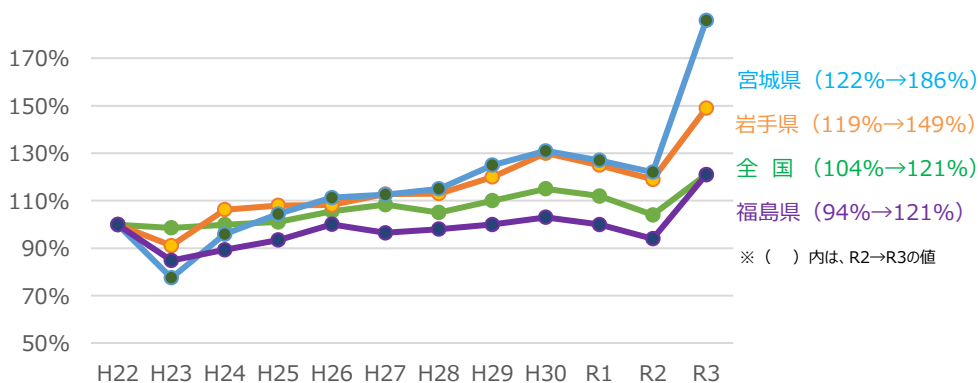


3. (8) 産業の復興

- 製造品出荷額は、概ね震災前の水準を回復。なお、沿岸部の自治体では回復に地域間での幅がある。
- 令和5年10月20日現在、避難指示区域等所在商工会会員2,167事業所のうち1,845事業所（85.1%）が事業を再開。会員2,167事業所のうち、地元で再開した事業所は半数の1,175事業所（54.2%）となっている。 ※県商工会連合会調べ

製造品出荷額等

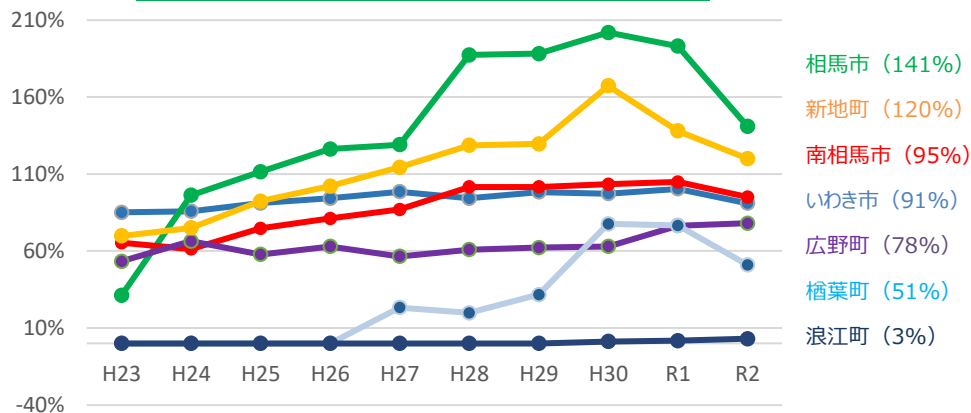
(平成22年比)



出典：経済産業省「工業統計」

沿岸部の主要自治体別の製造品出荷額等

(平成22年比)



出典：経済産業省「工業統計」

被災事業者等の自立支援

【中小企業等グループ補助金】

- 被災中小企業者等の施設・設備の復旧・整備を支援
- 432グループの実績（平成23年度～令和5年8月累計）

【官民合同チームによる訪問支援】

【地域復興マッチング『結の場』】

- 被災地域企業と支援する大手企業等とのマッチング
- 大手企業等は自社ノウハウ等、社内販売等販売機会、人材育成プログラム等を提供
⇒ 連携事業の創出
- これまでに県内でワークショップを10回開催。

産業の集積

【企業誘致】

- 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金や自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金等による誘致。
- 工場の新増設：平成24年～令和4年までの届出は776件。令和4年の届出は53件で前年を10件上回っている。（うち本社：県内19件）

【福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の推進】

【福島新エネ社会構想の推進】

【研究開発・産業創出拠点の整備】など

3. (8) (参考1) 福島相双復興官民合同チーム

- 原子力災害による被災事業者の自立支援を目的に、2015年8月24日、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設。
- チーム員は総勢272人（このうち国の職員は46人。2023年11月1日現在）。県内（福島市、いわき市、南相馬市、富岡町、浪江町）及び都内の計6拠点に常駐。
- これまでに約5,800の商工業者及び約2,600の農業者を個別訪問する（2023年11月1日現在）など、個々の事情に応じたきめ細かな支援を実施。専門家によるコンサルティングや、国の支援策等を通じ、事業再開や自立を支援。

チーム長
(相双機構理事長)

北村 清士 (株式会社東邦銀行 顧問)

体制

<福島相双復興官民合同チーム>

公益社団法人
福島相双復興推進機構

総務調整グループ

事業者支援グループ

水産販路等支援PT

営農再開グループ

産業創出グループ

広域まちづくりグループ

福島支部

南相馬支部

浪江事務所

いわき支部

富岡事務所

東京支部

福島県
(農林水産部)

原子力災害対策本部
(農林水産省)

(独)中小企業基盤整備機構

3. (8) (参考2) 企業立地補助金等支援事業

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

事業目的：

- 東日本大震災で被害を受けた津波浸水地域（岩手県、宮城県）及び福島県（避難指示区域等※を除く）の一部地域を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図る。

※ 「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」で対応

実績（福島県）： 212社（令和5年6月16日現在）

採択例：
アサヒ通信(株)（川俣町）
コスモ精機(株)（相馬市）
(株)菊池製作所（福島市）
(株)重松製作所（田村市）

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

事業目的：

- 被災者の「働く場」を確保し、自立・帰還を加速させるため、福島県の12市町村の避難指示区域等※を対象に、工場・物流施設・店舗・社宅等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図る。

※ 福島イノベ構想の重点推進分野に係る事業については、浜通り等15市町村に
対象区域を拡大

実績（福島県）： 131件（令和4年10月7日現在）

採択例：
ヒメジ理化(株)（田村市）
ミズホ金属(株)（南相馬市）
(有)ワインディング福島（南相馬市）
(株)コネクトアROUND（大熊町）

ふくしま産業活性化企業立地促進補助金

事業目的：

- 本補助金は、将来性と成長性が見込めるとともに、地域経済への波及と地域振興への貢献が期待される県内に立地する企業に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、県内における製造業等の民間企業の生産拡大及び雇用創出を図り、地域経済の活性化に貢献することを目的としている。

採択件数：
27社（令和2年～令和4年12月27日現在）

採択例：
ハウス食品グループ本社(株)（福島市）
(株)荏原製作所（伊達市）
AGCエレクトロニクス(株)（本宮市）
(株)MARUWA（三春町）

中小企業等グループ補助金

事業目的：

- 東日本大震災により被災した県内中小企業者等の施設・設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進及び賑わいの創出のための事業を支援する。また、従前の施設等への復旧では、事業の再開や継続、売上の回復等が困難な場合には、現状復旧に代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（新分野事業）の実施も支援する。

実績（福島県）： 432グループ（平成23年～令和5年8月23日現在）
1,193億円の支援

採択例：
大堀相馬焼機関再開グループ（浪江町）

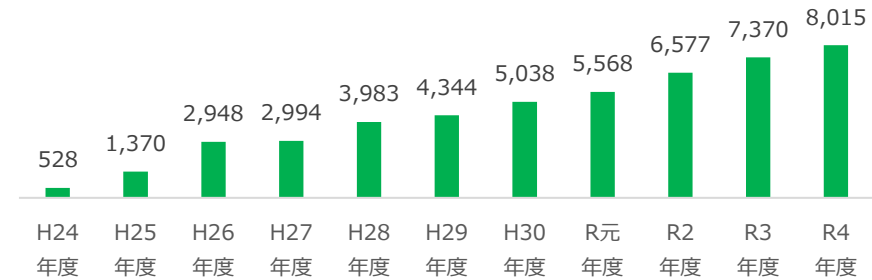
（出典）・「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」「ふくしま産業活性化企業立地促進補助金」…「復興・再生の
あゆみ（第10版）」（福島県）、福島県HP及び経産省HP
・「中小企業等グループ補助金」…中小企業庁HP

3. (9) 農林水産業の再開

農業：原子力被災12市町村の営農再開面積は8,015ha

- 原子力被災12市町村の営農休止面積17,298haのうち、令和4年度末までの営農再開面積は8,015ha（46.3%）。
- 米の全量全袋検査は、平成27年産米以降、基準値（100Bq/kg）超過がなく、令和2年産米から被災12市町村以外はモニタリングへ移行。その後、令和4年産米から被災12市町村のうち広野町及び川内村が、令和5年産米から田村市がモニタリングに移行。
- 令和4年度の福島県産米の輸出量は、約244トン（前年度比61%）と過去2番目の輸出量。

原子力被災12市町村営農再開面積（単位：ha）



漁業：本格操業に向けた水揚量回復及び販路拡大の取組を実施中

- 沿岸漁業等は、令和3年3月末で試験操業が終了し、その後、本格操業への移行期間に入り、水揚量の回復を目指している段階。
- 福島県内全10漁港は、令和3年11月の浪江町請戸漁港の復旧工事完了により全て復旧。
- 「漁業・養殖業復興支援事業（がんばる漁業復興支援事業、がんばる養殖復興支援事業）」の活用等により、震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援。
令和5年6月に相馬地区沖合底びき網部会及びいわき地区底びき網部会の漁業復興計画が認定。



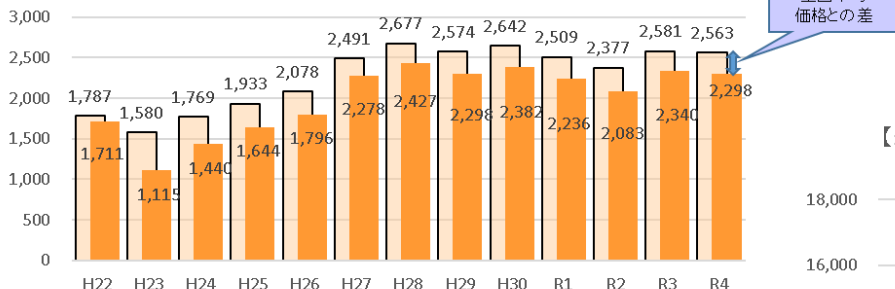
活魚出荷により収益性向上

3. (9) (参考) 農産物価格の推移と輸出

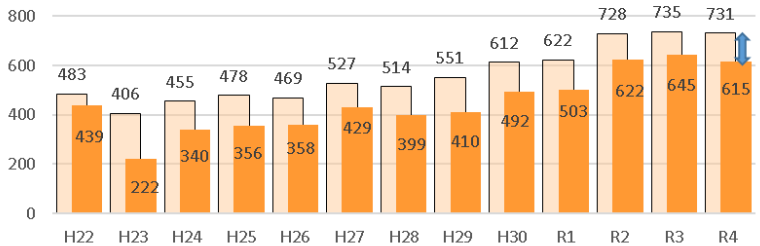
- 福島県産農産物の価格は、回復傾向にあるものの、牛肉やももなどの品目は震災前の価格水準に達していない。
- 令和4年度の福島県産農産物の輸出量は、約319トン（対前年比74%）で過去2番目の輸出量となった。

[主な農産物の価格の推移]

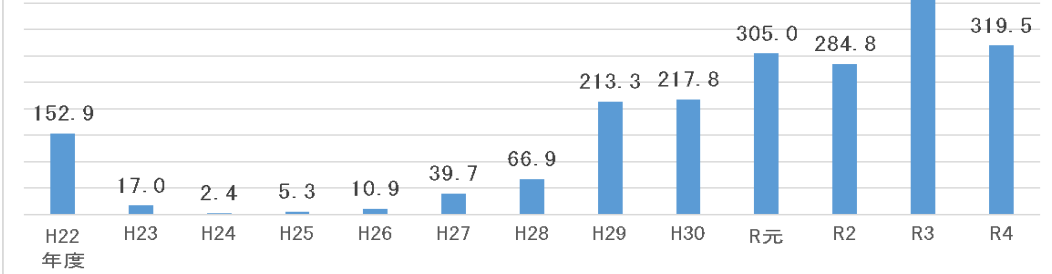
【肉用牛(和牛)】(円/kg)



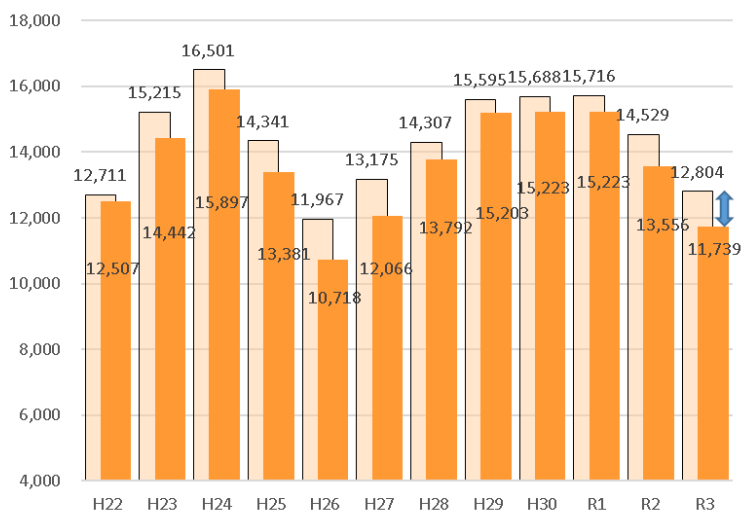
【もも】(円/kg)



[福島県農産物の輸出状況(単位:トン)]



【米】(円/60kg) □全国 ■福島県



品目	R4年度輸出量 (対前年度比)
米	244.1トン (61%)
青果物	67.0トン (224%)
牛肉	8.4トン (220%)
合計	319.5トン (74%)

(出典)「復興・再生のあゆみ(第11版)」(福島県)、「令和4年度福島県産農産物等流通実態調査」(農林水産省)、「福島県農林水産業の現状(令和5年7月)」(福島県)を基に福島復興局作成

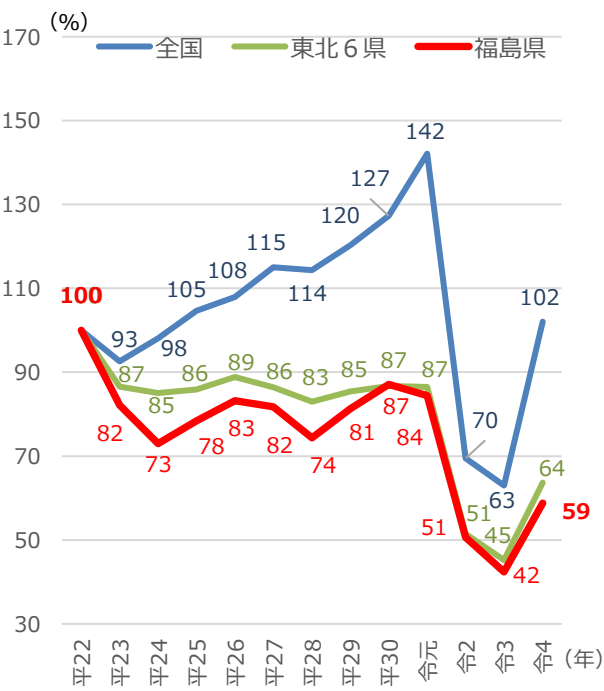
3. (10) 観光客の推移

観光客数は、震災直後に大幅に落ち込み、令和元年まで回復傾向にあった。近年は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受け、厳しい状況が続いていたが、令和4年の宿泊者数は増加している。

福島県観光関連復興支援事業【観光庁】 (R5年度予算額：5億円)
 福島県が実施する①滞在コンテンツの充実・強化、②受入環境の整備、③プロモーションの強化、④観光復興促進のための調査を支援し、国内外から福島県への誘客を図る。

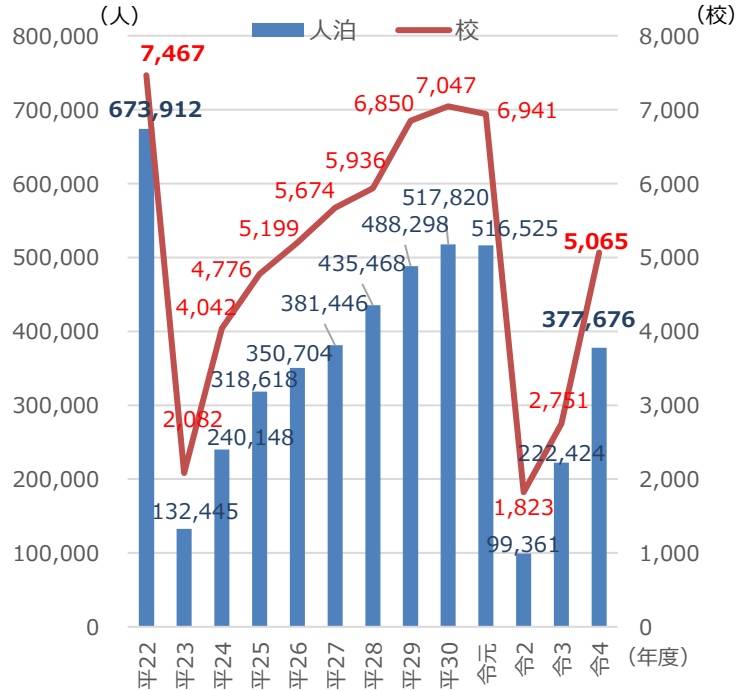
ブルーツーリズム推進支援事業【観光庁】 (R5年度予算額：3億円)
 海水浴場の受入環境整備、海の魅力を体験できるコンテンツの開発、海にフォーカスしたプロモーションの強化、ビーチの国際認証の取得に向けた取組等を総合的に支援する。

観光客の宿泊者数の推移



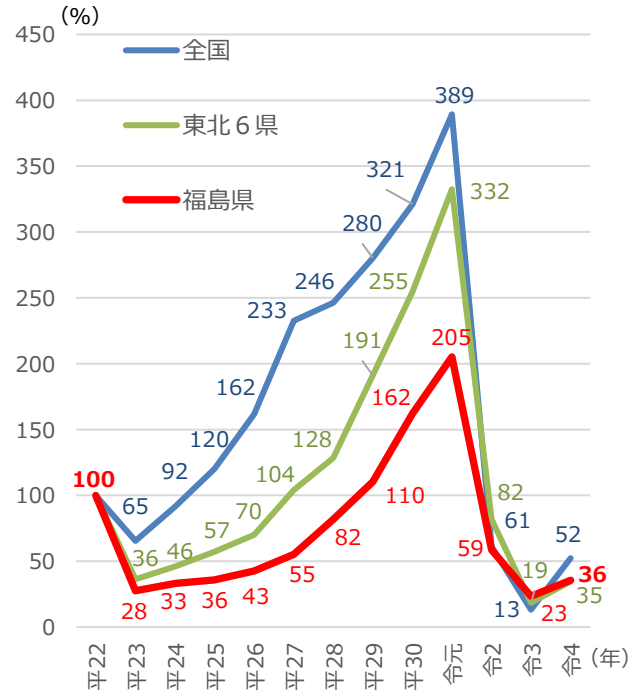
(出典) 観光庁「宿泊旅行統計調査」結果を基に福島復興局作成

教育旅行の福島県内宿泊者数



(出典) 福島県「令和4年度福島県教育旅行入込調査報告書」結果を基に福島復興局作成

外国人延べ宿泊者数の推移



(出典) 観光庁「宿泊旅行統計調査」結果を基に福島復興局作成

3. (11) 除染等の進捗状況

① 除染特別地域（国直轄除染）

環境大臣による除染特別地域の指定

※旧警戒区域・計画的避難区域に相当

(田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の11市町村)

○H29.3 除染実施計画に基づく面的除染が完了

② 汚染状況重点調査地域（市町村除染）

環境大臣による対象地域の指定

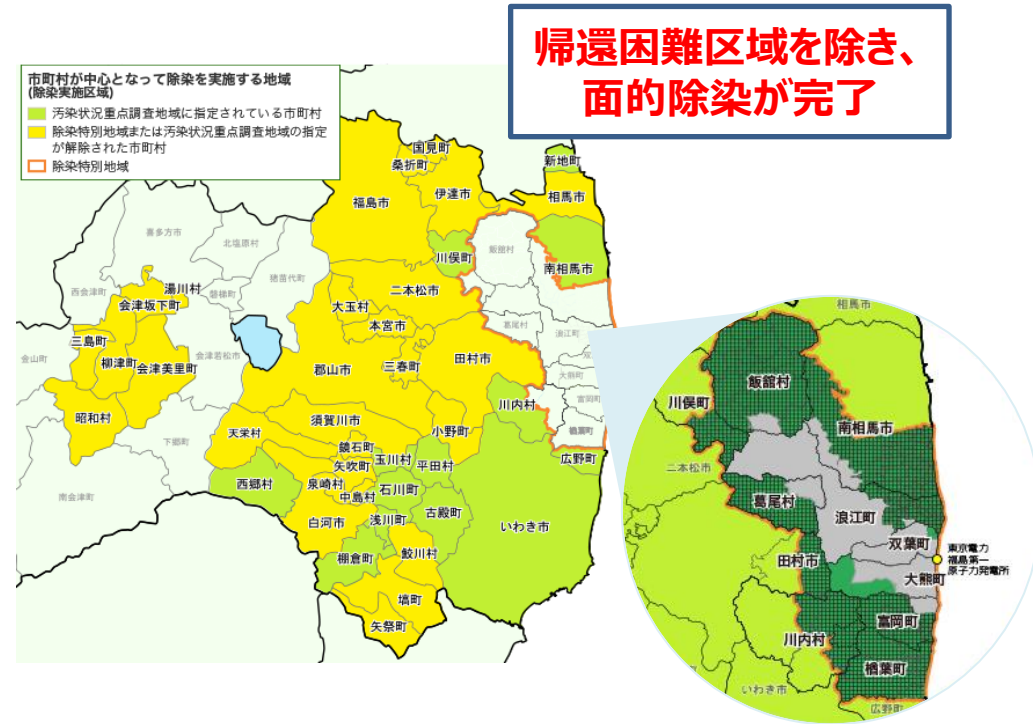
(放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト (μSv/h) 以上の地域)

○H30.3 除染実施計画を策定した36市町村全ての面的除染が完了

③ その他放射性物質除去関連対策

里山再生事業

- 平成28年3月に復興庁・農水省・環境省でとりまとめた「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、日常的に人が立ち入る里山の再生に向けた取組として「**里山再生モデル事業**」を実施。
- 令和2年1月にモデル事業の中間とりまとめを行い、令和2年度以降も「**里山再生事業**」として里山の再生に向けた取組を実施。令和2年度の開始から令和5年11月までに6市町村10地区で事業を採択、うち2地区で事業を終了。令和5年度は4市町村8地区で事業を実施（令和5年11月現在）。



3. (12) 中間貯蔵施設の整備等

○中間貯蔵施設

- ・福島県内で**大量に発生した除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設。**
- ・双葉町・大熊町に設置。

○貯蔵するもの（県内の除去土壌等の発生量は、H30.10時点の推計で約1,400万 m^3 ）

- ①仮置場等に保管されている除染に伴う土壌や廃棄物（落葉・枝等）
- ②10万Bq/kgを超える放射能濃度の焼却灰等

※8千～10万Bq/kgは富岡町の特定廃棄物埋立処分施設で処分（H29.11搬入開始）



受入・分別施設（1期双葉工区）

事業の進捗状況と見通し

【用地】○民有地の契約面積率：予定地全体の**約80.4%**（民有地面積の**約93.9%**）（R5.10末）

【施設】○受入・分別施設：H29.6に双葉工区、H29.8に大熊工区で試運転開始

○土壌貯蔵施設：H29.12に双葉工区、H29.10に大熊工区で除去土壌等の貯蔵を開始。

【輸送】○H27～R4年度：約1,346万 m^3 を輸送済み。

○52市町村のうちR4年度までに46市町村からの搬出を完了。

→R3年度末で輸送の概ね完了を達成済み（特定復興再生拠点分を除く）。

○**R5年度：約22万 m^3 の輸送を完了（10月末時点）**